

法学部 自己点検・評価報告書

I. 理念・目的

1. 目的・目標

(1) 学部の理念・目的（教育目標）

明治大学法学部の理念は、明治大学の建学の精神に基づいている。明治大学法学部は明治大学の母体としてスタートした。そのことは大学のホームページ（資料 1-1）「建学の精神」の箇所でも説かれており、「明治大学は、封建的な社会から近代社会へと変容する時代に、個人の権利を確立し、自由な社会を実現するために、フランス法学を教授する明治法律学校として、1881（明治 14）年に創立され」た。創立以来 130 年余を経過した今日でも、その理念は揺らぐことはない。しかし、大学も社会的存在である以上、社会を取り巻く情勢の変容と無関係でいることは許されない。このこととの関係で、法学部は（1）コース制の設置を行い、また（2）国際化への対応を図っている。

(2) 養成すべき人材像

上記目的に沿って、卒業時点において学生が修得しておくべき要件を含め、本学部が養成すべき人材像を「目指すべき人材像」として下記のとおり定め（2010 年 7 月 22 日開催教授会制定）、ホームページ（資料 1-2）等で公表している。

法学部は、建学の精神「権利自由」・「独立自治」を自由な精神に基づく自治の精神と捉え、この精神を生かすような「人間性・国際性に裏打ちされたリーガルマインドの育成」を目指しています。法は、社会と人間関係の一つの結節点であり、実社会においても日々生起する人々の利害関係を調整して紛争を解決し、または紛争を予防する機能を果たしています。法を理解するためには、その基礎にある社会と人間についての洞察と深い理解が必要です。法学教育は、裁判官や検察官、弁護士等の法曹を育成するばかりでなく、国際性豊かな批判精神に富む市民の育成を目的としています。

(3) 教育研究の目的

学校教育法第 83 条に規定された大学の目的に関する事項及び大学設置基準第 2 条の 2 に規定された「人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的」に関する事項を踏まえ、法学部の理念・目的（人材養成目的、教育研究上の目的）を以下のとおり定め、学則別表（資料 1-3）に記載し、ホームページ（1-4）等で公表している。

明治大学学則 別表 9 人材養成その他の教育研究上の目的

「権利自由」・「独立自治」の建学の精神にのっとり、幅広い高度な教養教育・基礎法学教育・多様な法律分野にわたる法学教育を行い、これを基礎とした豊かな人間性・人権感覚・法的思考の涵養を通じて、現代社会の要請に応えうる自律的な市民社会の担い手を育成することを教育目標とする。この目標の下、多様な教養・言語・情報科目を設置して教育を充実させ、将来の進路に応じたコース制カリキュラム編成により、法律学・隣接諸科学の体系的研究及び実践的教育を実施し、社会に生起する諸事象から地球規模の視点に立脚して法的問題を発見・分析し問題を解決する能力と研究者を含めた法務・公

共法務・国際関係・情報化社会・ビジネス社会の担い手としての活動に不可欠な創造的な思考力を養成することを目的とする。

また、『「個」を強くする』という本学の教育理念がカリキュラムにどのように反映されているのかを分かりやすく社会一般に提示するために、法学部ガイド（資料 1-5, 19～28 頁）や大学のガイドブック（資料 1-6, 38～42 頁）において、5 つのコース（法曹コース、公共法務コース、ビジネスローコース、法と情報コース、国際関係法コース）ごとにモデルとなる履修形態を示している。このモデル履修形態を示すことによって、大学生生活の 4 年間でいかにして自己実現のための学習プロセスを図っていくか、学生あるいは父母は具体的にイメージしやすくなる。

2. 現状（2011 年度の実績）

(1) 学部・研究科等の理念・目的は適切に設定されているか。

① 大学の理念・目的、建学の精神と、学部の理念・目的との関係

本学は、『「個」を強くする大学』を教育理念として、「権利自由」、「独立自治」という建学の精神の実現に向けて教育研究活動を行っている。

② 実績や資源から見た理念・目的の適切性

「権利・自由」「独立・自治」という建学の理念は、創立 130 年を迎えた現在の法学部においても教育の基本理念となっている。もちろん、国際化・情報化が急激に進展しつつある現代社会のなかで、建学の理念を具体化することは大きな課題である。この課題にこたえるため、現在の法学部は、「人間性・国際性に裏打ちされたリーガルマインドの育成」という目的を掲げ、建学の理念に新たな内容を込めようとしている。このような目的の適切性は卒業生の進路によって裏付けられている。

③ 個性化への対応

本学部では、5 コース制の採用に加えて、近年の国際化、情報化の著しい進展に対応すべく、英語で学ぶ法律科目を複数開講し、国際舞台においてその専門知識を活用できる学生の養成を目指している。

(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか。

理念・目的・教育目標等については、便覧（資料 1-7, 11～12 頁）、大学ガイド（資料 1-8, 35 頁）、学部ガイド（資料 1-9, 3～4 頁）、ホームページ（資料 1-10）等を通して広く周知を図っている。加えて、学生に対しては授業とりわけ 1 年次に設置した演習科目（「法律リテラシー」ならびに「教養基礎演習」）におけるほか、各種ガイダンス・印刷物・掲示・インターネットを介したニュース配信等によって、また、教職員に対しては先の媒体のほか各種委員会における報告、学部ガイド・シラバス等の執筆依頼（資料 1-11）を通して、理念の共有を図っている。兼任教員に対しても、毎年年度初めに懇談会（資料 1-12）を開催し意見交換をしている。

(3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

「法学部自己点検・評価委員会」による検証に加えて、社会の変化や社会的要請に対する学部理念の適応度を検証するため「カリキュラム運営専門部会」を設置し、コース制、カリキュラムの有効性・実効性を検証し、本学部の理念・目的を時代の要請に適応させるようカリキュラム内容の見直しを図っている。また、在学生に対するカリキュラムについてのアンケート調査、卒業

生に対する進路調査を通して、学部目標の実現度・社会的貢献度を検証している。

2011年度は、カリキュラムの検討が行われ、とくに法曹コースの学習効果のテコ入れを図るべく、基幹科目において必修科目を増やすことについて議論がなされた。この点については、2012年度も検討が行われる予定である。

3 評 価

以上の各点検・評価項目の現状説明について、以下の視点によって、「大学基準」及び本学の掲げる目的・目標の充足状況を評価するとともに、効果が上がっている事項、改善すべき事項として明らかになった事項を記述する。

- ① 理念・目的は、目指すべき方向性を明らかにしているか。
- ② 理念・目的が、大学構成員に周知され、社会に公表されているか。
- ③ 理念・目的の適切性を検証するにあたり、責任主体、権限、手続きを明確にし、定期的に適切な検証を行っているか。

(1) 効果が上がっている点

インターネット上のポータルページ（資料 1-13）等を通して学生および教員にとって学部理念等の共有が可能となっている。ポータルページについてはすべての学生が利用している。

教育目標を教員・学生が共有するため、少人数ゼミナールを核とする＜教育の親密圏＞の創出によって、人間性涵養と先端的法学教育を行なっている。2010年度は3年生が全学生 863 名中 813 名、4年生 1043 名（留年生含む）中 770 名が専門演習授業を履修し、2011年度は3年生が全学生 941 名中 877 名、4年生は全学生 985 名中 797 名が演習を履修した。

入学定員を 900 名から 800 名に減らすことを 2011 年度の教授会において決定し、2013 年度入試より実施することとなった。これにより、将来的にはスチューデント・レシオが改善されるとともに、多人数教育の現状改善にも資すると考えられる。

(2) 改善すべき点

- ・ 多人数授業の解消など適正規模の教育環境の実現に改善の余地がある。
- ・ 設置科目の約半数を兼任教員が担当する教育からの脱却が求められる。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

- ・ 卒業生に対し、授業の効果・学生生活満足度等のアンケートを実施する。
- ・ ケンブリッジ大学夏期法学研修、Meiji University Law in Japan および夏期短期社会科学プログラムを継続的に開講する。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

- ・ 兼任教員に依存する教育を改めるため、カリキュラムの見直し、専任教員の増員・補充を図る。
- ・ 多人数授業改善のため、多人数クラスの分割等、改善に努める。

5 根拠資料

- 資料 1-1 明治大学ホームページ「建学の精神」
(<http://www.meiji.ac.jp/koho/information/mission/mission.html>)
- 資料 1-2 明治大学ホームページ「法学部学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）」
(<http://www.meiji.ac.jp/hogaku/policy/02.html>)
- 資料 1-3 明治大学学則 別表 9
- 資料 1-4 明治大学ホームページ(http://www.meiji.ac.jp/koho/disclosure/purpose/undergraduate_school/index.html)
- 資料 1-5 明治大学法学部ガイド 2012 pp19-28
- 資料 1-6 明治大学ガイド 2012 pp38-42
- 資料 1-7 2011 年度明治大学法学部便覧 pp11-12
- 資料 1-8 明治大学ガイド 2012 p35
- 資料 1-9 明治大学法学部ガイド 2012 pp3-4
- 資料 1-10 明治大学ホームページ「法学部学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）」
(<http://www.meiji.ac.jp/hogaku/policy/02.html>)
- 資料 1-11 2012 年度明治大学法学部シラバスの原稿作成について（お願い）
- 資料 1-12 2011 年度「教科書会議及び懇親会」の日程について，2011 年度法学部専門科目担当者懇談会開催のご案内について
- 資料 1-13 Oh-o! Meiji system(<http://oh-o.meiji.ac.jp/portal>)

I-2. 理念・目的に基づいた，特色ある取組み

1. 目的・目標

「人間性・国際性に裏打ちされたリーガルマインドの育成」という目的のため，豊かな教養教育に加えて，2005 年度からは「法曹コース」「公共法務コース」「ビジネスローコース」「法と情報コース」「国際関係法コース」という 5 コース制を導入し，激動する時代にも対応しうる良き市民の育成を図っている（資料 1-2-1，19～28 頁）。また，各種外国語検定試験の受験および海外留学の奨励，留学関係科目のさらなる充実等，法学部教育の国際化を促進する。

2. 現状（2011 年度の実績）

コース制については，法学部の卒業生がすべて法曹の道に進むというわけではないこと，換言すると，法学部出身者が法曹以外に進路を求めるケースが多いことに対応する必要があった。そこで，2005 年度から 5 つのコース（「法曹」「公共法務」「ビジネスロー」「法と情報」「国際関係法」）を設置し，そのコースの特色を生かし，将来の進路に役立つことを目指すカリキュラムを設けた。

すなわち，「法曹コース」では法科大学院時代における基礎的法曹教育を，「公共法務コース」では公務員養成を念頭においた市民サービスとしての法学教育を，「ビジネスローコース」では法令遵守を必須とする国際ビジネスシーンにも対応しうる企業法務教育を，「法と情報コース」では情報技術にまで踏み込んだネットワーク時代の法学教育を，「国際関係法コース」では外国の文化や歴史をふまえた広い視野からの法学教育を目標とし，各コース教育に最適な教員を配置することでその実

現をめざしている。

また、明治大学法学部が社会に有為な人材を輩出し続けるための喫緊の課題として、国際化への対応があげられる。こんにち、「社会」活動といった場合に、国内社会・外国社会という線引きは様々な点で曖昧なものとなってきている。このような状況におけるコミュニケーションツールとしての外国語の理解は、法学部においても必須である。むしろ、「法の理解」プラス「コミュニケーション手段としての外国語の利用」を十分駆使できる人材が、ますます求められてくる。そのための方策として、2006年から、オーストラリアの西シドニー大学法律・ビジネス学部と提携して、「西シドニー大学との協働による法学教育」プログラムを実施してきた（参加者は2006年度6名、2007年度23名、2008年度12名であった）。しかし、2009年度は相手方大学と開催合意に至らず見送ることとなったため、2009年度にケンブリッジ大学と夏期法学研修について交渉し、「ケンブリッジ大学夏期法学研修」を2010年度より開講した。また、その事前準備として研修前に履修が義務づけられている「留学基礎講座」を2010年度より設置した。2011年度の同プログラムには19名の学生が希望し、選考の結果18名が参加した（資料1-2-2）（資料1-2-3）。

さきのプログラムが明治大学から外国に学生を送り出すタイプであるのに対して、外国からの学生などを明治大学に受け入れるためのプログラムを、現在、2つ用意している。まず、夏期休暇中に外国人に英語で日本法を教える「Meiji University Law in Japan」プログラムを2009年度より実施している。2010年度、当プログラムには外国人学生17名が参加し、2011年度は11名が参加した（資料1-2-4）。

また、2011年度から、政治経済学部と共同して夏期短期社会プログラムを開設した。これは、外国人学生などに対して、法のみならず、政治・経済について日本語による入門形式で授業を行うものである。初年度ということもあり、参加者はアメリカおよびイギリスからの3名に加えて、明治大学に留学している外国人学生数名にとどまった（資料1-2-5）。

他方、「明治法律学校」としての伝統も堅持しなくてはならない。司法試験制度の改革に伴い、法曹養成の主役は法学部から法科大学院へと移っていった。しかし、法科大学院生の主たる供給源である法学部は、多くの有為な人材を法科大学院へ送り込むために必要な学問的基礎知識を提供する役割を担っている。換言すると、法学部での教育如何により、将来、学生が法科大学院に入学し、さらに司法試験へと進んでいく道を広げたり狭めたりすることになるともいえる。そこで将来、法曹を目指す学生のために、法学部は「法科大学院入試対策講座」（資料1-2-6）を設け、また、国家指導センターの組織である「法制研究所」で指導を行っている。

3 評 価

(1) 効果が上がっている点

本学部では、大きく変化しつつある現代社会に対応できる人材を育成すべく、5コース制を採用しているが、その効果は卒業生の進路に現れている。法曹コースについては法科大学院への進学者が2008年度86名、2009年度88名、2010年度78名、2011年度60名（既卒者を除く）を数えるほか、公共法務コースでは公務員が2010年度卒業生は74名、2011年度卒業生は86名、ビジネスローコースではとりわけコンプライアンスが強く求められる金融・保険分野に2010年度卒業生は68名、2011年度卒業生は49名が就職している。

留学に関心を持つ学生が増加した。

- ・2008年度西シドニー大学サマーロースクール（SULSA）：12名
- ・2009年度西シドニー大学サマーロースクール（SULSA）：実施せず
- ・2010年度ケンブリッジ大学夏期法学研修応募者：30名（採用16名）

- ・2011年度ケンブリッジ大学夏期法学研修応募者：19名（採用18名）
- ・夏期短期社会科学プログラム：海外からの参加学生3名

(2) 改善すべき点

Introduction to Modern Law, Business Law in English 等, 外国語による各講座への参加者が少ない。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

各種説明会の開催, Oh-o!Meiji によるお知らせ, パンフレットの配布など, 広報活動を充実させる。Law in Japan Program の参加者 (2009年度7名, 2010年17名, 2011年度11名) を増加させるため, 海外大学へのパンフレット送付など広報活動を充実させる。

「法学部カリキュラム運営専門部会」に複数外国語によるビジネス法の開講を諮る。

なお, 2011年には東日本大震災があったことから, 明治大学の学生の中には経済的事情など理由でケンブリッジ大学夏期法学研修を見送った者もいたと考えられ, また, 海外の学生の中には原発の影響を心配して来日に消極的な者もいたと推察される。したがって, 2011年度の国際プログラムに対する内外学生の参加状況は, 特殊事情の影響があったことを付言しておく。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

外国における夏期法学研修を複数地域で実施する。

5 根拠資料

- 資料1-2-1 明治大学法学部ガイド 2012 pp19-28
- 資料1-2-2 明治大学ホームページ「ケンブリッジ大学夏期法学研修」
(http://www.meiji.ac.jp/hogaku/cambridge/6t5h7p000000hm86-att/report2011_all.pdf)
- 資料1-2-3 Cambridge Summer Law Course Report 2011
- 資料1-2-4 Meiji University Law in Japan Program Two-week Summer Course in Tokyo
- 資料1-2-5 Meiji University Summer Program in the Social Sciences
- 資料1-2-6 法学部主催法科大学院入試対策講座夏期直前模擬試験コース

Ⅲ. 教員・教員組織

表3-1 教員一人あたり学生数推移表 (目標値: 24~40人 *学部によって異なる)

項目	2009年	2010年	2011年
専任教員数	83	88(3)	91(5)
学生数	3,937	3,888	3,827
教員一人あたり学生数	47.4	44.1	42.0

表3-2 授業担当者の専任・兼任比率 (目標値: 専任教員担当率50%以上)

学科名	項目	必修科目	選択必修科目	その他の科目	合計

法律 学科	専任担当科目数 (A)	373	330	73	776
	兼任担当科目数 (B)	232	714	52	998
	専任比率% (A / (A + B) *100)	61.7%	31.6%	58.4%	43.7%

表3-3 各学部のFD研修への参加者数・参加率

活動名称	対象教員数	参加教員数	参加率
教育開発・支援センター主催 「新任教員研修」(4月)	3	3	100.0%
教育開発・支援センター主催 「新任教員研修」(7月)	3	3	100.0%
その他			
教科書会議	169	101	59.7%
専門科目担当者懇談会	180	56	31.1%
ネブラスカ大学FD研修会	—	1	—

表3-4 外国人教員の状況(2011年5月1日現在)

2011年度	採用数	在籍総数	教員数	外国人教員の%
外国人教員	0	7	91	7.6

表3-5 女性教員の状況(2011年5月1日現在)

2011年度	採用数	在籍総数	教員数	女性教員の%
女性教員	1	11	91	12.0

表3-6 専任教員年齢構成

職位	71歳 以上	66～ 70歳	61～ 65歳	56～ 60歳	51～ 55歳	46～ 50歳	41～ 45歳	36～ 40歳	31～ 35歳	26～ 30歳	計
教授	1	6	23	12	12	4	4	1	0	0	63
	1.6%	9.5%	36.5%	19.0%	19.0%	6.3%	6.3%	1.6%	0%	0%	100%
准教授	0	0	0	1	2	5	8	4	0	0	20
	0%	0%	0%	5.0%	10.0%	25.0%	40.0%	20.0%	0%	0%	100%
専任 講師	0	0	0	0	0	1	2	2	2	1	8
	0%	0%	0%	0%	0%	12.5%	25.0%	25.0%	25.0%	12.5%	100%
助教	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	100%
学部計	1	6	23	13	14	10	14	7	2	1	91
	1.1%	6.6%	25.2%	14.3%	15.4%	11.0%	15.4%	7.7%	2.2%	1.1%	100%

表 3-7 専任教員の担当授業時間

	教授	准教授	講師	助教	備考
最高	15	12	16	—	
最低	2	8	6	—	
平均	8	9.6	8.3	—	
責任授業時間数	10	8	6	6	

表 3-8 兼任教員数

	2009 年	2010 年	2011 年
専任教員数	83	88(3)	91(5)
兼任教員数	227	201	201
教員における兼任教員の割合	73.2%	69.5%	68.8%

1. 目的・目標

(1) 各学部の求める教員像

本学部において求められる教員像は、学校教育法第 92 条及び大学設置基準第 4 章に規定される教員の資格を踏まえた上で、本学部のミッションに適った人材育成を達成しうる者である。すなわち、人材育成や研究遂行に必要な学識、教育研究業績、社会的活動実績等を備えていることが条件となる。より具体的には、法学部教員の任用及び昇格に関する内規（資料 3-1）において採用の方針として定めるとともに、教員採用時には公募要領（資料 3-2）として本学部の教員資格条件を明示している。

(2) 教員組織の編制方針

「教育・研究に関する長期・中期計画書」（資料 3-3, 37 頁）において、教員の任用・任免、昇格に関する基準・手続き等の改善方針を提示し、公募を基本とし、年齢構成のアンバランスの解消、外国人教員の採用、客員教員、助教等の活用などの実現に向けたアクションプランの策定に努めることとしている。なお、教員任用・昇格等の手続きに関しては、公明正大な人事の観点から、審査委員に異なる科目担当の教員を配置する、複数回にわたる審査を行う、公開模擬授業を実施する等、教員任用及び昇格基準・手続きの一層の明確化・透明化・客観化を進めている。

2. 現状（2011 年度の実績）

(1) 大学として求める教員像及び教員組織の編制方針を明確に定めているか。

① 教員に求める能力・資質等の明確化

学部で定めた、法学部教員任用に関する内規（資料 3-1）により明確に規定している。

② 教員構成の明確化

従来から課題となっていたが、法科大学院への専任教員の移籍やカリキュラムの変更等によって、より一層主要科目の専任教員数は不足している。専任教員 1 人当たり学生数は 42.0 名（2011

年5月1日現在の学生数3,827名)となっている。

専任・兼任の比率は、約1:2.20(専任91名,兼任201名)となっている。和泉地区では、専任教員と兼任教員との間の連絡調整のために「教科書会議」(資料3-4)等を実施し、専任と兼任の担当者が教育方針や授業のあり方をめぐって活発に話し合っている。科目によっては、共通教材を作成して使用している。また、和泉と駿河台で授業担当教員の懇談会(資料3-5)を年一回実施し、相互理解に努めている。

専任教員の平均年齢は、2011年5月現在、53.4歳となっている。教員の年齢構成について61~65歳の割合が多い現状があるが、2011年度は36~40歳1名、41~45歳1名の採用を決定し、年齢構成のバランス適正化を図っている。

法科大学院では、実務家教員というかたちで社会人教員の受け入れを積極的に行っているが、学部レベルでも実務教育を充実させるための社会人教員、国際化に対応するための外国人教員、そして、専任教員ではカバーしきれない学問分野を補うための人員補充、女性教員の任用といった目的で特任教員採用の動きが始まっている。

国際化への対応のため、外国人教員の採用も進めている。2011年5月1日の時点で、4名の外国人の専任教員がいるほか、3名の外国人特任教員がいる。

女性教員の割合は、徐々に増加しているが、依然として少数である。2011年5月1日の時点で、専任教員91名中11名が女性であり、うち1名は特任教員である。

任期制等の教員の流動化については、法科大学院では行っているが学部では導入していない。

③ 教員の組織的な連携体制と教育研究に係わる責任の明確化

本学部の組織体系としては、まず大きく2つの委員会に分かれており、教養教育の実施については教養科目委員会、専門科目については専門科目委員会が担っている。これら2つの委員会それぞれの審議を経た上で、最終的には教授会が本学部の教育研究に関わる責任を負う。

学部にとって重要な議案として人事計画やカリキュラム編成、入学試験については、専門科目教員、教養科目教員、あるいは関連する各科目担当教員を含めた構成員による委員会を設置し連携をとっている。特に、2011年度には、初年次教育科目から専門科目への移行を円滑かつ充実させていくために、教養科目、専門科目の担当教員が相互に意見交換できるよう、カリキュラム改革検討委員会において議論を重ね、「初年次教育研究会」「専門科目WG」を立ち上げた。

専任教員と兼任教員間の連携としては、「教科書会議」(資料3-4)や「懇談会」(資料3-5)、その他の勉強会や共通教材の開発などを組織的に実施している。

(2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

① 編成方針に沿った教員組織の整備(法令必要数の充足,教員組織の整備方針と実態の整合)

法令必要数63名に対し、91名在職している。また、社会人、外国人、女性教員の専任教員の積極的な受入れを「人事計画委員会」(資料3-6)において検討している。

② 授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備

「人事計画委員会」を設置し、中長期の人事計画や単年度計画の原案を策定するとともに、授業科目と担当教員の適格性に関する判断手続は整備されている。

(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

① 教員の募集・採用・昇格等に関する規程及び手続きの明確化

専任教員の採用に関しては、公募を基本とした体制が採られている。(資料3-2)また、学部で定めた、法学部教員任用に関する内規(資料3-1)により明確に規定している。

教員の昇格に際しても基準が設定されており、これが教育研究の評価方法に相当する。本学部にあつては、専任講師任用時には論文3本以上、准教授並びに教授昇格時には論文5本以上が必要条件となっている。専任教員には毎年度、前年度研究成果を報告する「特定個人研究費報告書」(資料3-7)の提出を義務付けている。さらに1年間の研究業績についての報告を文書による提出もしくは「専任教員データベース」(資料3-8)へのWebを通じた修正という形で求めている。

② 規定等に従った適切な教員人事

主に研究業績を評価素材として基準に従って適切に行っている。なお、教育業績等の評価体制は、現状においては整備されていない。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

① 教員の教育研究活動等の評価の実施

教員の教育活動に関しては、教育成果の客観的な評価は必ずしも容易ではないという認識がある。伝統的に、教員の任用の選考にあたっての評価基準としては、研究能力の客観的な評価が中心になっているが、近年は任用面接の際に公開模擬授業を実施している例もある。

教員の研究活動に関しての評価は、学会誌や紀要等に発表される論文、所属する学会やシンポジウム等での研究発表等に基づき適切になされており、教員の任用・昇格にあつても、当該分野の教員だけでなく、他分野の教員も審査に加わるなど、より客観的な評価がなされてきている。

② F Dの実施状況と有効性

学生による授業改善アンケートを全教員が半期ごとに少なくとも講義科目1科目について実施している。なお、当該アンケートに基づく授業改善は各担当教員の自発的改善に委ねられている。(資料3-9)

また、全学FD委員会が開催する各種FD講習会に法学部教員も参加している。2011年度は特に海外プログラムの充実のため、海外でのFD講習会(資料3-10)へ教員を派遣した。

3 評 価

以上の各点検・評価項目の現状説明について、以下の視点によって、「大学基準」及び本学の掲げる目的・目標の充足状況を評価するとともに、効果が上がっている事項、改善すべき事項として明らかになった事項を記述する。

- ① 大学として求める教員像にしたがって学部・研究科の教員組織の編制方針を定め、その方針を教職員が共有しているか。
- ② 方針にしたがってどのような教員組織が編成され、方針と実態は整合しているか。
- ③ 教員の募集・採用・昇格について基準、手続きは明確か。
- ④ 授業方法の改善を除き(4章で評価)、教員の資質向上のための研修などを恒常的に行っているか。
- ⑤ 教育研究活動の業績を適切に評価する仕組みがあるか、教育研究の活性化に努めているか。
- ⑥ 教員組織の適切性を検証するにあたり、責任主体、権限、手続きを明確にし、定期的に適切な検証を行い、改善につなげているか。

(1) 効果が上がっている点

- ・ 専任教員の不足が問題であるが、2013年度より学生定員を100名削減することを決定し、スチ

ュードントレシオの適正化に一定の効果が期待される。

- ・ 兼任教員に多くを依存しているため、「教科書会議」（資料 3-4）や「教員懇談会」（資料 3-5）あるいは他の勉強会や共通教材の開発は大変に役立っている。
- ・ 社会人、外国人、女性の専任教員の増加が最近の傾向であり、これは教育環境の多様化を促進する効果をもっている。

(2) 改善すべき点

- ・ 依然として専任教員の不足が問題である。現在の専任教員 1 人に対する学生数は、理想とはほど遠いと言わねばならない。2013 年度から 100 名学生定員を削減することとし、スチューデントレシオの向上が期待されるが、さらなる対策が必要である。
- ・ 兼任教員数及び科目担当の割合が高い。
- ・ 新しい分野の専門科目の専任教員が足りないことも問題である。
- ・ 50 代、60 代の専任教員が、他の年代と比べてやや多く、全体の年齢構成に問題がある。
- ・ 専任教員の退職や法科大学院への移籍に伴い、大学院法学研究科を担当できる教員が不足し、その教育課程の編成・運用に支障が生じており、人事計画委員会を中心にその改善策を検討している（資料 3-6）。
- ・ 2010 年度の中・長期計画において人事計画に関するアクションプランの策定に努める、としていたが、未だ達成されていない。
- ・ 多様な社会的ニーズに対応するとともに人的資源の有効利用を図る意味で、教員選考基準として、これまでのような研究業績に特化させたシステムではなく、その他教育業績、社会貢献業績等も含めた多元的業績評価体制を構築する必要がある。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

- ・ カリキュラム強化および特色ある研究プロジェクト活動のため、客員・特任教員の活用を強化する。
- ・ 教授会等において、FD 講習会への参加をより一層促す。
- ・ 教員の資質を向上させていく一方で、海外就学者、留学生、スポーツ特別入学者等、多様な学生に対応するための教育業務補助体制（TA 制度及びチューター制度）を強化する（資料 3-11, 4~6 頁）。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

- ・ 新しい分野の専門科目については、2008 年度に知的財産法、2010 年度に医事法、2011 年度に EU 法の専任教員を採用した。今後、人事計画委員会と連携し、アクションプランを策定し計画的に教員を任用していく。
- ・ 学生 40 人に対する専任教員 1 人の体制の実現へ向け、長期的な視点から教員採用計画を実施する。
- ・ 教員の年齢構成のバランス適正化に向けて、毎年度の採用時に年齢も考慮した人事を行う。2007 年度認証評価の際の「助言」事項でも指摘されており、以降毎年 20~40 代の教員を複数名採用している。今後も人事計画委員会と連携し、計画的に採用していく。

5 根拠資料

- 資料 3-1 法学部教員任用に関する内規
- 資料 3-2 明治大学法学部専任教員募集要項
- 資料 3-3 2011 年度教育・研究に関する年度計画書 pp37
- 資料 3-4 2011 年度「教科書会議及び懇親会」の日程について
- 資料 3-5 2011 年度法学部専門科目担当者懇談会開催のご案内について
- 資料 3-6 法学部人事計画委員会要綱
- 資料 3-7 特定個人研究費報告書
- 資料 3-8 専任教員データベース (<http://rwd2.mind.meiji.ac.jp/scripts/websearch/index.htm?lang=J>)
- 資料 3-9 「授業改善のためのアンケート」実施の趣旨ならびに要領
- 資料 3-10 大学教員のための海外研修の募集について
- 資料 3-11 明治大学法学部学習支援業務 2011 年度（第 9 期）業務報告書 pp4-6

IV. 教育内容・方法・成果

表 4-1 学部開設科目

(単位：科目・%)

学科等	分類	科目数	全体からの割合
学科共通科目	一般教養的授業科目	316	17.8%
学科共通科目	外国語科目	621	35.0%
学科共通科目	専門教育的授業科目	837	47.2%
合計		1774	100.00%

表 4-2 授業改善アンケート実施状況

実施時期		開設コマ数	実施科目数	実施率	学生数(名)
2009 年度	前期	873	212	24.2%	7,815
	後期	862	166	19.2%	4,612
2010 年度	前期	865	201	23.2%	8,117
	後期	873	186	21.3%	5,884
2011 年度	前期	889	182	20.4%	6,699
	後期	885	161	18.2%	4,618

表 4-3 必修・選択科目単位数

学 科	必修単位数 (選択必修科目含む)	選択単位数	卒業に必要な 単位数
法律学科	106 単位	22 単位	128 単位

[IV-1 教育目標, 学位授与方針, 教育課程の編成・実施方針]

1 目的・目標

(1) 学位授与方針 (ディプロマポリシー)

学則別表に「人材養成その他の教育研究上の目的を」定め (第 1 章を参照) 公開しているが、

この目的を達成するため、目指すべき人材像、具体的到達目標、修得すべき成果、諸要件を明確にした「学位授与方針」を教授会において定め（2010年7月22日開催教授会決定）、これをホームページ(資料4-1-1)で公開している。

法学部 学位授与方針（ディプロマポリシー）

目指すべき人材像

法学部は、建学の精神「権利自由」・「独立自治」を自由な精神に基づく自治の精神と捉え、この精神を生かすような「人間性・国際性に裏打ちされたリーガルマインドの育成」を目指しています。法は、社会と人間関係の一つの結節点であり、実社会においても日々生起する人々の利害関係を調整して紛争を解決し、または紛争を予防する機能を果たしています。法を理解するためには、その基礎にある社会と人間についての洞察と深い理解が必要です。法学教育は、裁判官や検察官、弁護士等の法曹を養成するばかりでなく、国際性豊かな批判的精神に富む市民の養成をも目的としています。

そのための具体的到達目標

法とは何かということ、人間の行動と社会のありようから学び、それによって、利害関係を調整して紛争を解決・予防するための法的素養並びに国際性豊かな批判的精神、幅広く深い教養、事実を冷静に直視し把握する能力、そしてこれらを統合して自由自在に使いこなすことのできる優れた知的能力を涵養することが到達目標です。総合教養科目群、日本語科目群、情報科目群、外国語科目群、保健体育科目群、法律必修科目群、演習科目群、コース科目群、自由選択科目群等から所定の単位をそれぞれ修得しつつ、取得単位128単位の基準を満たした者に学士（法学）を授与します。

(2) 教育課程の編成・実施方針（カリキュラムポリシー）

学位授与方針に示した修得すべき成果を達成するため、教育課程の編成理念、教育課程の編成方針を明らかにした「教育課程の編成・実施の方針」を教授会において定め（2010年7月22日開催教授会決定）、これをホームページ(資料4-1-2)や学部便覧(資料4-1-3, 2頁)で公開している。この方針には、教育課程の特長を示しており、読み手が理解を深められるよう工夫している。また、この方針と合わせて、「カリキュラム概要」「履修モデル」「主要科目の紹介」も公表しており、方針を具体化させたカリキュラムの一端を示している。(資料4-1-4, 5～8頁)

法学部 教育課程・実施方針（カリキュラムポリシー）

教育課程の理念

法学部は、「人間性・国際性に裏打ちされたリーガルマインドの育成」を目標に、総合教養科目群、日本語科目群、情報科目群、外国語科目群、保健体育科目群、法律必修科目群、演習科目群、コース科目群、自由選択科目群等を体系的に履修できるようにしています。

教育課程の構成

少人数教育に主眼をおいた演習科目群として、1年次必修の「法律リテラシー」と「教養基礎演習」があり、初年次導入教育の役割を担っています。その他、1・2年次を対象とする「プロゼミ」、2年次対象の「法律基礎演習」、3・4年次対象の「専門演習」があります。その他の科目群は、法律関係科目と法律関係以外の科目とに分かれます。法律関係科目は、法律必修科目群、コース科目群、自由選択科目群からなります。法律必修科目群は、すべて1年次の必修科目で「現代法入門」「憲法（人権）」「民法（総則）」「刑法（総論）」を学びます。

2～4年次では、各コース科目群を履修していきます。自由選択科目群は、各種の資格試験に必要な科目を中心に配置しています。法律関係科目以外では、総合教養科目群、日本語科目群、情報科目群、外国語科目群、保健体育科目群等があります。総合教養科目群は、基礎と教養を習得できるように、人文・社会・自然・共通講座の4領域に分けられています。日本語科目群では「日本語文献精読」が必修です。情報科目群には、学部共通情報関連科目に加えて、法学部独自の「情報と社会」「法情報学」があります。外国語科目群は、6言語のうち2言語が必修ですが、学部間共通外国語では6言語以外の言語も単位認定しています。

教育課程の特長

法学部は、自分の学習目標に応じて科目を選択できるように、「法曹コース」「公共法務コース」「ビジネスローコース」「国際関係法コース」「法と情報コース」からなる5コース制を採用しています。各コースは、目標に応じてコース専門法律科目、コース展開・先端科目、基礎法科目、外国法科目を設定しています。コース選択は1年次に申し込み、2年次からコースに分かれますが、法曹コースについては3年次への進級時に成績(GPA)を考慮した定員制を採用しています。さらに、法律専門職のための特別講座も開講しています。また、日本の法律を英語で説明・討論する能力を養うための人材養成プログラムが設置されており、その他にも、ケンブリッジ大学夏期法学研修によってイギリスの文化・歴史に触れながらイギリス法の基礎を英語で学ぶことができます。

なお、授業計画は、シラバスに明記され、GPAによる成績評価を採用しています。

2 現状 (2011年度の実績)

(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか

① 修得すべき成果、諸要件を明確にした学位授与方針の明示

上記(1)のとおり明示し、ホームページ(資料4-1-1)や学部便覧(資料4-1-5, 3頁)で公開している。

② 教育目標と学位授与方針との整合性

学部の教育目標で挙げた「現代社会の要請に応えうる自律的な市民社会の担い手」を育成するために、学位授与方針(ディプロマポリシー)において「人間性・国際性に裏打ちされたリーガルマインドの育成」を目指すべき人材像として明記しており、具体的到達目標として「国際性豊かな批判的精神に富む市民の養成」を明記している。

③ 修得すべき学習成果の明示

表4-3「必修・選択科目単位数」を参照のこと。また、学位授与方針(ディプロマポリシー)にも記載されている。

(2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか

① 教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針の明示

上記(2)のとおり明示し、ホームページ(資料4-1-2)や学部便覧(資料4-1-3, 2頁)で公開している。

② 科目区分、必修・選択の別、単位数の明示

表4-1「学部開設科目」、4-3「必修・選択科目単位数」を参照のこと。また教育課程・実施方針(カリキュラムポリシー)にも記載されている。

(3) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか

① 周知方法と有効性

教育目標は、学部便覧（資料 4-1-3, 2 頁）に明記されているため、教職員および学生等の大学構成員に周知されている。学部便覧は、入学時から卒業時まで学年進行にしたがって履修計画を立てるための必須情報が記載されていることから、学生および教職員への有効な周知方法である。

② 社会への公表方法

教育目標は、学部長メッセージとカリキュラムの特長として記述されており、ホームページ（資料 4-1-2）および学部ガイド（資料 4-1-6, 1～4 頁）等によって社会へ公表されている。

(4) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

これらについては、毎月 1～2 回開催されるカリキュラム運営専門部会（資料 4-1-7）において、定期的に検証を行っている。ことにカリキュラムは、大学における教育サービスの核となるものであり、学生および父母にとって最も重要な関心事でもある。カリキュラム運営専門部会のメンバーは、大学においてしっかりした教育を行うことは大学の社会的責任でもあることを自覚しており、活発に議論を行っている。

3 評 価

以上の各点検・評価項目の現状説明について、以下の視点によって、「大学基準」及び本学の掲げる目的・目標の充足状況を評価するとともに、効果が上がっている事項、改善すべき事項として明らかになった事項を記述する。

- ① 学位授与方針と教育課程の編成・実施方針は連関しているか。
- ② 学位授与方針、教育課程の編成・実施方針は、大学構成員に周知され、社会に公表されているか。
- ③ 学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を検証するにあたり、責任主体、権限、手続きを明確にし、定期的に適切な検証はどのように行われているか。

(1) 効果が上がっている点

- ・ 学生の進路に対応した 5 コース制を採用し、それぞれのコースにふさわしい科目を配置して、コースの特色を出している。また、多様な分野の法律教育、基礎法教育、外国法教育、比較文化教育、教養教育、外国語教育、リテラシー教育、身体コミュニケーション教育等により、自ら批判的に問題解決することのできる学生の養成を念頭においた教育が可能となっている。
- ・ 専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目がバランスよく配分されている。
- ・ コース制を採用しているが、多様な選択科目が設置され、学生の自立性を尊重した教育が可能となっている。
- ・ カリキュラム運営専門部会（資料 4-1-7）を定期的に開催し、教育課程の改善が進められている。

(2) 改善すべき点

- ・ 各コースの特徴をより生かすため、科目配置の適切性・有効性について年次ごとの不断の検証が必要である。
- ・ 本学からの派遣留学生が少ないことについて対策をとる必要がある。この点は、完全 Semester 制度を導入することで、学生の卒業への不安をある程度除去することが可能となろう。ただし、教室事情など問題点の洗い出しが必要となる。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

- ・ 年度ごとに「将来計画検討委員会」の専門部会でカリキュラムの妥当性について学年の年次進行に応じて問題点を洗い出し、検証する。そのため「カリキュラム運営専門部会」の開催を継続して行う。
- ・ 本学からの派遣留学生拡大について、法学部国際交流・留学支援委員会（資料 4-1-8）においてさらに検討を進める。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

- ・ 法科大学院におけるカリキュラム内容を「カリキュラム運営専門部会」で検討し、学部カリキュラムの適切化を図る。明治大学法学部の卒業生が明治大学法科大学院に進学した場合に、効率的に司法試験に合格するための学習が行えるような学部のカリキュラムを実施することで、学部と法科大学院の双方の評価を高めることができる。
- ・ 国際連携機構での全学的な視点で国際交流戦略に加えて、国際交流の推進を学部の基本方針のなかに明確に位置づける。ここでの基本的視座は法学部が行う国際交流であるという点である。すなわち“法”を媒介とする国際交流であり、たとえば、研究者交流のみならず、学生や院生によるミニシンポジウムの開催など、この分野における可能性は広いといえる。ただし、このことを可能にするバックグラウンドを醸成する必要がある（基本的な外国語の会話能力の向上、外国からの研究者などの招聘に要する予算の手当、成果の公表など）。
- ・ これまで行われてきた西シドニー大学・ケンブリッジ大学での夏期法学研修をほかの国に拡大する。マンパワーの配分など教員負担の増加が懸念されるが、英語圏以外の言語圏に研修地を拡大することも視野に入れることが将来的に考えられる。

5 根拠資料

- 資料 4-1-1 明治大学ホームページ「法学部学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）」
(<http://www.meiji.ac.jp/hogaku/policy/02.html>)
- 資料 4-1-2 明治大学ホームページ「法学部の教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）」
(<http://www.meiji.ac.jp/hogaku/policy/01.html>)
- 資料 4-1-3 2011 年度明治大学法学部便覧 p2
- 資料 4-1-4 明治大学法学部ガイド 2012 pp5-8
- 資料 4-1-5 2011 年度明治大学法学部便覧 p3
- 資料 4-1-6 明治大学法学部ガイド 2012 pp1-4
- 資料 4-1-7 カリキュラム運営専門部会記録（2011.4.28, 2011.6.2, 2011.7.14, 2011.7.28, 2011.9.29, 2011.10.27, 2012.3.6）
- 資料 4-1-8 法学部国際交流・留学支援委員会記録（2011.6.23, 2011.11.10）

1 目的・目標

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づく教育課程・内容

本章第1項「教育目標、学位授与方針、教育課程の編成方針」に示したように、本学の理念・目的を達成するために、本学部では人材養成目的（教育目標）を定め、この実現のために、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を明示している（資料4-2-1, 2頁）（資料4-2-2）（本章第1項参照）。

この方針に沿って、大学設置基準第19条（教育課程の編成方針）、同条2項（教養教育への配慮）、第20条（教育課程の編成方法）の規定を踏まえ、本学部の教育課程は構築されている。

2 現状（2011年度の実績）

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

① 必要な授業科目の開設状況

表4-1「学部開設科目」を参照のこと。

② 順次性のある授業科目の体系的配置

上記の目標を達成するため、2005年度実施のカリキュラムからは、法律関係科目として、「演習科目群」「法律必修科目群」「コース科目群」「自由選択科目群」の4つの科目群を配置し、さらに「総合教養科目群」「日本語科目群」「情報科目群」「外国語科目群」「保健体育科目群」の5つの科目群を配置している。多様な科目を体系的に配置することによって、「大学は学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」という学校教育法第52条及び「大学は当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする」「教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない」とする大学設置基準第19条の要請に込めている（資料4-2-3, 13頁）。

③ 教養教育・専門教育の位置づけ

2005年度より実施のカリキュラムでは、「法律必修科目群」すなわち「現代法入門Ⅰ・Ⅱ」「憲法（人権）Ⅰ・Ⅱ」「民法（総則）Ⅰ・Ⅱ」「刑法（総論）Ⅰ・Ⅱ」を1年次相当の必修科目（16単位）とした上で、「法律リテラシー」「教養基礎演習」を必修とし、「法曹コース科目群」「公共法務コース科目群」「ビジネスローコース科目群」「国際関係法コース科目群」「法と情報コース科目群」のうち各区分で定められた単位を44単位以上選択必修科目として修得しなければならず、また、各コース科目群に「コース専門法律科目」「コース展開・先端科目」「基礎法科目」「外国法科目」「コース専門文化科目」等を配置することにより、「人間性、国際性に裏打ちされたリーガル・マインドの育成」という教育理念・目標に込え、学校教育法第83条に適合するようにしている。

2005年度以降実施のカリキュラムでは、「総合教養科目群」に「人文」系列（「哲学Ⅰ・Ⅱ」「倫理学Ⅰ・Ⅱ」「ことばと文化Ⅰ・Ⅱ」「心理学Ⅰ・Ⅱ」「芸術Ⅰ・Ⅱ」の各科目）、「社会」系列（「政

治学Ⅰ・Ⅱ」「経済学Ⅰ・Ⅱ」「社会学Ⅰ・Ⅱ」「歴史学Ⅰ・Ⅱ」「社会思想史Ⅰ・Ⅱ」),「自然」系列(「物質と宇宙Ⅰ・Ⅱ」「生命と人間Ⅰ・Ⅱ」「数理と情報Ⅰ・Ⅱ」「エネルギーと環境Ⅰ・Ⅱ」「科学と技術の歴史Ⅰ・Ⅱ」の各科目)及び共通講座系列(「自由講座」「総合講座」の各科目)を配置し、12単位を選択必修としているほか、「法律リテラシー」「教養基礎演習」を必修としていることにより、「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮がなされている。

2005年度以降実施のカリキュラムでは、English, ドイツ語, フランス語, 中国語, スペイン語, ロシア語, 及び日本語(留学生)のうちからいずれか2言語を選択し、合計16単位を必修としている。会話を中心とした学部間共通外国語科目も8単位を限度として自由選択科目として認定される。加えて4年次まで継続的に外国語科目を選択できるよう科目配置を行っている。また、専門科目として「英語で学ぶ日本法プログラム」の一環として「Introduction to Modern LawⅠ・Ⅱ」,「Business Law in EnglishⅠ・Ⅱ」を設置し、英語を母国語とする教員が講義を行っている(資料4-2-4, 39~40頁)。さらに、オーストラリア西シドニー大学法律・ビジネス学部との教育・研究交流協定にもとづく夏期研修の経験を生かし、2010年度からはケンブリッジ大学夏期法学研修を企画し、2011年度は18名の学生を選抜(応募者数30名)した(資料4-2-5)。

表4-1「学部開設科目」を参照のこと。

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

① 学士課程教育に相応しい教育内容の提供、初年次教育・高大連携に配慮した教育内容

教育課程の編成・実施方針に基づいた「コース制カリキュラム編成」については「法曹コース」「公共法務コース」「ビジネスローコース」「法と情報コース」「国際関係法コース」という5コース制を体系化している。これらのコースによる「体系的研究及び実践的教育」を実施することによって「法的問題を発見・分析し問題を解決する能力」を養い「社会の担い手としての活動に不可欠な創造的な思考力を養成」することを目指している。具体的には、「総合教養科目群、日本語科目群、情報科目群、外国語科目群、保健体育科目群、法律必修科目群、演習科目群、コース科目群、自由選択科目群等」を配置して「法的素養並びに国際性豊かな批判的精神、幅広く深い教養、事実を冷静に直視し把握する能力、そしてこれらを統合して自由自在に使いこなすことのできる優れた知的能力を涵養」することを目指している。

② 初年次教育・高大連携に配慮した教育内容

初年次教育として「法律リテラシー」「教養基礎演習」を必修科目として設置している。これは、1クラスを半分にして(20名程度)、半期ずつ法律科目および一般教養科目を担当する教員が分担し、たとえば、法律系の文章や一般教養に関する文章の内容理解やレポートの作成、あるいは討論などを行うことを可能とする科目である。この科目を通じて学生のプレゼンテーション能力を高めるだけでなく、少人数教育を行うことで学生同士および教員と学生の距離感を縮める意味もある。

高大連携について、高校側から課外講座等の要望がある場合には、講師を可能なかぎり派遣するよう努めている。付属高校の生徒に対して年に1回学部開講科目の聴講を実施し、また、希望者には法学検定4級講座を実施している。

さらに、入学前の導入教育として模擬法廷での研修を行っている。スポーツ推薦入学者については、入学前にeラーニングを活用した「大学入門講座(英語・国語)」及び英語に関する課題を課し、入学後においてはTAによる指導を行っている(資料4-2-6, 4~6頁)。

3 評 価

以上の各点検・評価項目の現状説明について、以下の視点によって、「大学基準」及び本学の掲げる目的・目標の充足状況を評価するとともに、効果が上がっている事項、改善すべき事項として明らかになった事項を記述する。

- ① 教育課程の編成・実施方針に基づき、教育課程や教育内容の適切性を明確に示しているか(明確に示す仕組みはあるか、機能しているか)。特に学生の順次的、体系的な履修に配慮しているか。
- ② 教育課程の適切性を検証はどのように行っているか。責任主体、権限、手続きを明確にし、定期的に適切な検証を行い、どのように改善につなげているか。

(1) 効果が上がっている点

- ・ 専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目がバランスよく配分されている。
- ・ 学生の進路に対応した5コース制を採用し、それぞれのコースにふさわしい科目を配置して、コースの特色を出している。また、多様な分野の法律教育、基礎法教育、比較文化教育、教養教育、外国語教育、リテラシー教育、身体コミュニケーション教育等により、自ら批判的に問題解決することのできる学生の養成を念頭においた教育が可能となっている。
- ・ 学生の適性・関心・進路に応じたコースごとに特色ある専門科目が履修可能になっている。
- ・ 「法律リテラシー」「教養基礎演習」を必修とすることにより「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮がなされている。
- ・ 1年次から4年次まで多様な外国語科目を継続して履修することができる。「英語で学ぶ日本法プログラム」では日本法の基礎を英語で学び、将来職務をおこなううえでその専門知識を活用できるような能力を身につけることが可能となる。
- ・ 少人数による「法律リテラシー」「教養基礎演習」の1年次必修化によって、大学における学習方法の習得が容易となっている。
- ・ 法学部で開催している「ケンブリッジ大学夏期法学研修」での学習効果を高めるために、2010年度に「留学基礎講座」を科目として開設したことにより、研修参加者がケンブリッジ大学において、充実した学習生活をすごし修了することが可能となっている。履修者数は2010年度の22名から2011年度は33名に増加した。

(2) 改善すべき点

- ・ 半期集中・半期完結の完全セメスター制実現に向けての取り組みを積極的に進めることが望まれる。
- ・ 前期・後期の科目配置の適正化を図ることが望まれる。
- ・ 授業改善アンケートの利用が、一部科目に限定され、個々の教員にゆだねたままの状態を改善することが望まれる。
- ・ 成績評価の妥当性に対する客観的な評価システムを確立し、学生への説明責任を果たすことが望まれる。
- ・ 継続的に教育を改善するための組織的な対応をとることが望まれる。
- ・ 国際化を推進するために協定校などへの派遣留学生を増やすことが望まれる。
- ・ 外国からの留学生が減少しており、多様な留学生を受入れるための制度をととのえることが望まれる。

- ・ 外国語科目における習熟度の偏りを是正する。
- ・ 付属高校生の大学授業参加による単位認定などが課題となる。
- ・ 和泉キャンパスと駿河台キャンパスに分断されているため、基礎教育・教養教育及び専門教育の一貫した実施・運営に困難が生じる場合がある。また、各科目群と各コースとの関連が曖昧である。
- ・ 授業評価アンケートの結果が授業改善に反映されていることを検証するシステムが構築されていない。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

- ・ 2005年度のカリキュラム改正について、その成果をカリキュラム運営専門部会で検討し、検討結果を踏まえて科目配置の適正化を図る。
- ・ 授業改善アンケートの実施について教授会等において啓発活動を行う。
- ・ 基礎教育・教養教育及び専門教育の一貫した実施・運営、及び学生のニーズに対応させた専門科目の効果的な配置・運営に関し、カリキュラム運営専門部会において早急に対応する。
- ・ 初年次教育のあり方について、研究会の開催により協議し、カリキュラムに反映する。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

- ・ 半期集中・半期完結の完全セメスター制実現についてカリキュラム運営専門部会等で具体的に検討する。
- ・ 前期・後期の科目配置について具体的に検討する。
- ・ 学生から異議申し立てがあった場合の第三者による再評価制度を導入するなど、厳格で客観的な評価システムをカリキュラム運営専門部会等で検討する。
- ・ 全学FD委員会等とも連携しつつ、学部執行部において、「改善項目の自己申告・自己評価制度」など、教育改善システムの実施方策について検討する。
- ・ 授業改善アンケートについては、全科目での実施を目指すための方策を確立すべきであり、その利用が個々の教員にゆだねられていることに対する改善計画を検討する。
- ・ 派遣留学生を増やすための方策として、①語学力向上プログラムの開発、②留学制度自体の見直し、③帰国学生への就職支援、④留学意欲の喚起を推進する方策を検討する。
- ・ 多様な留学生を受入れるため、入試制度の多様化、日本語教育機関の組織的強化、英語による講義設定も検討する。日本語集中プログラムは、多様なクラス編成を検討するとともに、少人数制クラスを維持することに努める。
- ・ 同一外国語・同一クラスの中での習熟度の偏りに対応するために、「カリキュラム運営専門部会」において教育改善による工夫を進める。
- ・ 高大連携を進めて付属高校生の大学授業参加による単位認定制度を検討する。

5 根拠資料

資料4-2-1 2011年度明治大学法学部便覧 p2

資料4-2-2 明治大学ホームページ「法学部の教育課程編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)」
(<http://www.meiji.ac.jp/hogaku/policy/01.html>)

資料4-2-3 2011年度明治大学法学部便覧 p13

資料4-2-4 2011年度明治大学法学部便覧 p39-40,

[IV-3 教育方法]

1 目的・目標

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づく教育方法

本章第1項「教育目標、学位授与方針、教育課程の編成方針」に示したように、本学の理念・目的を達成するために、本学部では人材養成目的(教育目標)を定め、この実現のために、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を明示している(本章第1項参照)。この方針に沿って、大学設置基準第21条から第27条の2等の定め(単位、授業の方法、履修登録上限の設定等)を踏まえ、本学部の教育内容および教育方法は構築されている。特に、学生の関心を引き出し、学生の能力を高める授業を行なうことを目標とする。そのためには、講義形式の授業だけではなく、少人数の演習や実践的な授業を行なうことによって、学生の主体的な授業への参加を促すことを教育方法の方針としている。

2 現状(2011年度の実績)

(1) 教育方法および学習指導は適切か

① 教育目標や教育課程の編成・実施方針と授業実態(講義科目、演習科目、実験・実習科目、校外学習科目等)との整合性

法学部は、2004年度以来、入学定員900名、26クラス体制を実施してきた。2005年7月21日の法学部教授会(資料4-3-1)では、教育目標の達成のため入学定員を700名に減らす方針を決定した。その後全学的なスチューデント・レシオの方針が示されたことを受けて、入学定員を800名とすることについて検討を進めてきた結果、2011年11月30日の学部長会(資料4-3-2)において、2013年度より入学定員を800名にすることが決定された。

講義科目について教室定員を上回る履修登録があった場合には、教室定員を上回らないように担当教員・コマ数を増やすよう制度化し、講義科目の最大定員を300名とする開講基準を策定している。

マルチメディアを活用した教育のインフラはほぼ整っているといえるが、その活用は個々の担当教員の判断に任されている。インターネットを利用したOh-o!Meijiシステムの利用については、学生(全学)の利用率は100%に達するが、教員(全学)の利用率は47%にとどまる。

遠隔授業等のメディア授業による単位認定に関して、2011年度に学則別表の改正が行われ、法学部設置科目の「数理と情報II」および「自由講座(東日本大震災に伴うボランティア実習)」の両科目について、2012年度よりメディア授業を併設できることになった。(資料4-3-3)

② 履修科目登録の上限設定、学習指導・履修指導(成績不振者への対応、個別面談、学習状況の実態調査、学習ポートフォリオの活用等)の工夫

法学部では、授業内容の段階的履修を円滑に進め、卒業に必要な単位を年次毎に的確に修得していくため授業科目の年次履修制限単位制を実施している。2010年度以降のカリキュラムでは各年次46単位を上限として設定している。2011年度入学者より、2年次進級時に進級判定を行い、履修単位が所定の基準に満たない者を原級(留年)させる制度を導入した。2011年度は1年生のうち16名の学生が原級した。1年生および成績不振者を対象に、TA(ティーチング・アシスタント)が個別面談を行い、学習方法についてのアドバイスや、授業への出席状況および生活状況

の確認などを行っている。2011年度は、1年生に対しては6月に、成績不振者に対しては9月から10月にかけて個別面談を実施した。

他方、2006年度より一定要件を満たした学生の早期卒業制度を導入しており、2007年度は3名、2008年度は4名、2009年度は8名、2010年度は4名、2011年度には2名が早期卒業した。

学習指導および履修指導については、まず、4月上旬に学年別のガイダンスを実施している。4月下旬の履修登録時に、主に成績不振者に対して、ガイダンス実施時や事務室窓口で個別に履修登録の指導を行っている。また、1年生に対しては10月に、コース選択のためのガイダンスを実施している（資料4-3-4）。

各授業における学習状況の把握に関しては、半期ごとの定期試験およびこれに代わるレポート提出を行わせる他に、主に外国語や演習科目においては出席状況の調査を行っている。学生の質を確保・検証するための方途として、外国語の各種検定試験や、法学検定試験等、各種検定試験の受験を奨励している。

③ 学生の主体的参加を促す授業方法（学習支援、TAの採用、授業方法の工夫等）

法学部では2003年に全学に先駆けてTAによる学習支援制度を導入した。2011年度には16名の大学院法学研究科学生をTAに採用し、駿河台、和泉両キャンパスに「TAルーム」を設置して、来訪した学生の必要に応じる形で学生の主体的な学習を支援している。2011年度は前期・後期合計で延べ515名の学生がTAルームを利用した（資料4-3-5、25～28頁）。

演習科目などの少人数科目では、KJ法やラベルワーク、ブレインストーミング等の創造技法、グループワークやワールドカフェ等の集団技法を用いて、学生参画型の授業を展開している。また、ICT活用授業においては、Oh-o!Meijiクラスウェブのディスカッション（電子掲示板）上で議論する方法の採用や、携帯電話を利用したツールやクリッカを用いるといった面接と遠隔の両方で利用可能なツールを活用して双方向性を実現している例もある。

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか

① シラバスの執筆要領等に基づく適切な作成と、設置基準に基づく内容の充実

統一様式のシラバス作成を全教員に依頼し、半期15週の枠組みにおいて各回の講義内容を個別に記載し、Oh-o!Meijiシステム上でも閲覧可能となっている。この結果、シラバスの作成の意義はほぼ全教員・学生に理解され、定着している。

② シラバスの適切な履行とその実態の把握（シラバスの到達目標の達成度の調査、学習実態の把握方法等）

授業内容・方法について、語学や体育のような同一科目複数クラスの授業では、ある程度統一性を必要とするため、統一された一つのシラバスを掲載し、個々の教員で異なる点がある場合には、Oh-o!Meijiシステム上に個別に掲載することで対応しており、授業内容・方法とシラバスの整合性はとれている。

毎学期に実施している授業アンケートにおいて、「授業で教えられたことは、シラバス等で授業前に示されていた学習目標と合致していますか」、「課題や宿題などは授業の主題を理解する上で有効ですか」の調査項目を通じて、シラバスの到達目標の達成度を調査している。これらの項目についての学生（全学）の満足度は、2011年度後期の調査ではそれぞれ95%、91%ある。同様に、「予習・復習に熱心に取り組んでいますか」、「この授業にはどの程度出席していますか」の調査項目によって学習実態を把握している。これらの項目についての学生（全学）の回答は、予習・復習に熱心に取り組んだとする者が60%、授業にほぼ全て出席したとする者（80%）と3分の2以上出席したとする者（17%）の合計が97%である。

(3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか

① 厳格な成績評価（成績基準の明示、授業外に必要な学習内容の明示、ミニマム基準の設定等）

法学部では2005年度入学者からGPA制度を導入し、S（100-90点）=GP4、A（89-80点）=GP3、B（79-70点）=GP2、C（69-60点）=GP1、F（59点以下）=GP0、T（未受験）=GP0の全学統一基準によっている。成績評価基準についてはシラバスに記載している。（資料4-3-6、7頁）定期試験の答案用紙は原則として教員研究室または事務室に保管し、学生が成績評価に対して質問や異議がある場合には担当教員がその学生に答案用紙を提示して応答することができる体制がとられている。授業外に必要な学習内容は、シラバスに「準備学習の内容」の項目を設けて明示している。

② 単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性、単位計算方法の明示

予習復習時間を考慮し、講義および演習科目は15時間の授業をもって1単位とし、実習および実技科目は30時間の授業をもって1単位としている。

③ 学内規程・基準に基づく適切な既修得単位認定の適切性

学生が自ら留学先を探し学部が留学を認めた認定校や外国の協定校への留学については、本学部設置科目と同一科目の場合、現地での履修時間を勘案して本学部の科目として認定している。一方、本学部設置科目と同一科目名でない場合であっても、現地での授業内容や時間数をシラバス等で確認できる場合には、関連する教員の意見を聞いた上で教授会に諮り、留学関係科目として認定している。

(4) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか

① 研修の実施状況と研修を通じた授業改善プロセスの明示

全学FD委員会が開催する各種FD講習会に法学部教員も参加している。

② 授業アンケートの実施と結果分析からの授業改善の状況

学生による授業改善アンケートを全教員が半期ごとに少なくとも講義科目1科目について実施している。2011年度のアンケート実施科目数は343科目である。授業改善アンケートに基づく授業改善は各担当教員の自発的改善に委ねられている。

③ 多様な研修活動の工夫（複数設置科目の運営、FD委員会・カリキュラム改善委員会の活動、

相互授業参観など授業研究、成績不振者への指導方法の工夫、定期的な研究発表の開催等）

外国語科目および総合教養科目の複数設置科目については、毎年度末に開催される「教科書会議」において授業担当者間の意見交換および調整を行っており、2011年度は3月1日に開催した（資料4-3-7）。法律専門科目の複数設置科目については、各科目の担当者会議において、授業内容等の調整を行っている。また、法律専門科目の専任および兼任の授業担当者が意見交換する懇談会を毎年度始めに開催しており、2011年度は5月19日に開催した（資料4-3-8）。

法学部には14名の委員から構成される「法学部将来計画委員会カリキュラム運営専門部会」が設置されている。2011年度は7回の会議を開催して、eラーニングの導入、Web履修登録における抽選機能の導入、現行の「法律リテラシー」と「教養基礎演習」に代わる新リテラシー科目の導入、およびコース必修科目について検討を行った。特に初年次教育とコース別の必修科目の検討については、カリキュラム運営専門部会のもとに「法学部初年次教育研究会」と「専門科目ワーキンググループ」を設置して、集中的な検討を行った（資料4-3-9）。

また、国際連携事務室がアメリカ合衆国ネブラスカ大学オマハ校で開催している「Faculty

Development Workshop」に、2011年度(2月26日から3月4日)は法学部から教員1名が参加し、英語による授業運営方法、プレゼンテーション実習その他の研修を行った(資料4-3-10)。

3 評価

以上の各点検・評価項目の現状説明について、以下の視点によって、「大学基準」及び本学の掲げる目的・目標の充足状況を評価するとともに、効果が上がっている事項、改善すべき事項として明らかになった事項を記述する。

- ① 教育課程の編成・実施方針に基づき、適切な教育方法や学習指導を行っているか。
- ② シラバスは学生の主体的な学修を促すものとなっているか(予習復習の指示、1単位について45時間の学修の明示)。
- ③ シラバスに基づいた授業を展開しているか、シラバスに基づく授業を展開するために、明確な責任体制のもとで恒常的な検証を行い、改善につなげているか。
- ④ 教育内容・方法等の改善を図るための検証はどのように行っているか。責任主体、権限、手続きを明確にし、定期的に適切な検証を行い、どのように改善につなげているか。

(1) 効果が上がっている点

- ・ 入学定員の削減(2013年度より800名)を実現する。
- ・ 同一科目の授業コマ数の増加により、多人数教育による弊害が減少しつつある。
- ・ メディア授業の導入(2012年度より)を実現する。
- ・ シラバス内容の記述にみられた精粗、特にシラバスへの成績評価基準の明示については、かなりの改善が見られる。
- ・ シラバスの到達目標の達成度についての学生(社会科学系科目)の総合的な満足度は89%に達している(資料4-3-11)。
- ・ 半期履修制の全学的な導入により、海外留学関係科目数の認定が増えたことで、効率的に留学先単位を認定できている。2008年度～2011年度にかけて留学した6名(4年次に帰国)中、4名は留年することなく卒業できている。

(2) 改善すべき点

- ・ 講義科目について、依然として履修者数が250～300名を越える授業がある。
- ・ TAルームの利用が、定期試験前に偏っており、授業内容の理解が不十分な学生に対する継続的、効果的な学習支援がなされていない。
- ・ 授業改善アンケートの結果の活用が、各授業担当教員の自発的活用委ねられており、効果的でわかりやすい授業方法の開発に結びついていない。
- ・ セメスター制と学年制が併存しており、再履修や留学の際にセメスター制の長所が生かされていない。
- ・ 法学部将来計画委員会カリキュラム運営専門部会における新リテラシー科目についての検討が、初年度教育の改善に結びついていない。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

- ・ 大人数授業における教室定員の厳正化を図るために、ウェブ履修システムを活用して、履修定員を最大でも250～300名規模に抑える。

- ・ T Aルームを通じた継続的、効果的な学習支援を充実させるため、授業理解が不十分な学生とより高いレベルを目指す学生の双方に対するアシスタント制度を確立し、T Aルームの利用者数を増やす。
- ・ 法学部将来計画委員会カリキュラム運営専門部会における検討結果を踏まえて、1年生向けの新リテラシー科目（前期・2単位）を導入する。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

- ・ 少人数教育の実質化を図るため「年度計画書」等で専任教員の増員の方策を策定する。
- ・ セメスター制（半期履修制）と学年制が併存している点について、完全なセメスター制を実施するためのカリキュラム運営を継続して検討する。
- ・ 授業改善アンケートの結果や教員間の情報共有を通じて、効率的・効果的な授業方法および評価方法を確立する。
- ・ 社会人、留学生、スポーツ特別入試入学者その他多様な学生を受け入れている。多様な学生に対応するため、ティーチング・アシスタントの増員を含むT Aルームの一層の支援体制の充実・強化を図る必要がある。

5 根拠資料

- 資料4-3-1 法学部教授会記録（2005.7.21）
- 資料4-3-2 学部長会議事録（2011.11.30）
- 資料4-3-3 明治大学学則 別表1（法学部）
- 資料4-3-4 法学部コース制ガイダンスの実施について
- 資料4-3-5 明治大学法学部学習支援業務 2011年度（第9期）業務報告書 pp25-28
- 資料4-3-6 2011年度法学部シラバス p7
- 資料4-3-7 2011年度「教科書会議及び懇親会」の日程について
- 資料4-3-8 2011年度法学部専門科目担当者懇談会開催のご案内について
- 資料4-3-9 カリキュラム運営専門部会記録（2011.4.28, 2011.6.2, 2011.7.14, 2011.7.28, 2011.9.29, 2011.10.27, 2012.3.6）
- 資料4-3-10 大学教員のための海外研修の募集について
- 資料4-3-11 明治大学ホームページ（明治大学FD・教育評価専門部会「授業改善のためのアンケートの回答結果」）（http://www.meiji.ac.jp/edu/fd/enquete/enquete_3.html）

[IV-4 成果]

1 目的・目標

(1) 教育目標に沿った学習成果の測定基準

本章第1項「教育目標、学位授与方針、教育課程の編成方針」に示したように、本学の理念・目的を達成するために、本学部では人材養成目的（教育目標）を定め、この実現のために、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を明示している（本章第1項参照）。学習成果の測定基準は、学位授与基準において、人材像を定め、この人材像に向けた具体的到達目標を明示し、一定の基準としている。

学位授与方針に定める目指すべき人材像の育成に向けた具体的到達目標

教育課程の理念

法学部は、「人間性・国際性に裏打ちされたリーガルマインドの育成」を目標に、総合教養科目群、日本語科目群、情報科目群、外国語科目群、保健体育科目群、法律必修科目群、演習科目群、コース科目群、自由選択科目群等を体系的に履修できるようにしています。

教育課程の構成

少人数教育に主眼をおいた演習科目群として、1年次必修の「法律リテラシー」と「教養基礎演習」があり、初年次導入教育の役割を担っています。その他、1・2年次を対象とする「プロゼミ」、2年次対象の「法律基礎演習」、3・4年次対象の「専門演習」があります。その他の科目群は、法律関係科目と法律関係以外の科目とに分かれます。法律関係科目は、法律必修科目群、コース科目群、自由選択科目群からなります。法律必修科目群は、すべて1年次の必修科目で「現代法入門」「憲法（人権）」「民法（総則）」「刑法（総論）」を学びます。

2～4年次では、各コース科目群を履修していきます。自由選択科目群は、各種の資格試験に必要な科目を中心に配置しています。法律関係科目以外では、総合教養科目群、日本語科目群、情報科目群、外国語科目群、保健体育科目群等があります。総合教養科目群は、基礎と教養を習得できるように、人文・社会・自然・共通講座の4領域に分けられています。日本語科目群では「日本語文献精読」が必修です。情報科目群には、学部共通情報関連科目に加えて、法学部独自の「情報と社会」「法情報学」があります。外国語科目群は、6言語のうち2言語が必修ですが、学部間共通外国語では6言語以外の言語も単位認定しています。

そのうえで、各授業科目のシラバスにおいて、各授業科目の到達目標を明示している。

2 現状（2011年度の実績）

(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか

① 学習成果を測定するための評価指標の開発及び教育内容・方法等の改善状況

- ・ 2011年度法学部将来計画委員会カリキュラム運営専門部会において、学部設置科目についてすでに学んだ学生を対象とするアンケートの実施が提案されて、実施に向けた準備を行っている（1～2年生開講科目については3～4年生に、3～4年生開講科目については明治大学法科大学院に進学した学生を調査対象とする）。
- ・ GPA制度により、客観的な学習成果の測定を行う体制を導入している。

② 学生の自己評価、卒業後の評価（就職先の評価、卒業生評価）の実施

- ・ 授業改善アンケートにおいて、各授業への満足度および知的関心度を問う項目がある。2011年度後期の調査結果では、社会科学系科目について、「この授業の満足度はどの程度ですか」の質問に対して「高い」「やや高い」の回答の合計が89%、「授業に知的関心をもったと思いますか」の質問に対して「そう思う」「ややそう思う」の回答の合計が88%と、学生自身の学習に対する評価はおおむね肯定的である。
- ・ 2011年度文部科学省就職内定状況等調査の結果によれば、2012年2月1日現在、全国の国公立・私立大学の就職内定率が79.4%であったのに対して、明治大学文科系学部平均の就職内定率は88.9%と高水準であり、就職先企業の卒業生に対する高い評価を表している。
- ・ また2011年度卒業生のうち、法科大学院に進学した者の実数は60名であり、大学院法学研究科に進学した者の実数は13名であり、法曹志望および研究志望の学生の教育について一定の成果をあげている。

(2) 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか

① 卒業・修了の要件（学位論文審査基準）の学生への事前の明示

学部便覧（資料4-4-1, 37頁）およびシラバス（資料4-4-2, 18～19頁）の「卒業に必要な単位」の部分に記載している。

② 学位授与手続きの適切性、学位授与方針に従った学位授与の実施

学部教授会の審議事項として、厳正に学生の卒業認定を行っている。

3 評 価

以上の各点検・評価項目の現状説明について、以下の視点によって、「大学基準」及び本学の掲げる目的・目標の充足状況を評価するとともに、効果が上がっている事項、改善すべき事項として明らかになった事項を記述する。

① 教育目標に沿った学習成果が上がっているか。

② 学生の学修成果を測定するための評価指標を開発しているか。学生の学修成果を適切に測るように努めているか。

③ 学位授与にあたり、明確な責任体制のもと、明文化された手続きに従っているか。

(1) 効果が上がっている点

- ・ 5つのコース（法曹コース、公共法務コース、ビジネスローコース、法と情報コース、国際関係法コース）各々想定される進路に応じた授業科目が配当されている。その結果として、法科大学院進学者、公務員試験合格者、民間企業就職者ともそれぞれ相当数に達しており、コース別のカリキュラムが一定の成果を挙げている（資料4-4-3）。

(2) 改善すべき点

- ・ 学習成果を測定するための成績評価が、現状では各科目の担当教員の主観的な判断に任されており、科目ごとに客観的な評価基準が確立していない。
- ・ カリキュラムおよび授業の評価について、既習者や卒業生の立場から評価する体制が確立していない。
- ・ 法学研究者を志望する学生が少ない。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

- ・ 学生が主体的に学習に取り組める環境の整備・確立および学生の要望を踏まえたカリキュラムの改善を行う。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

- ・ 大学院法学研究科とのネットワーク形成と研究者養成のためのカリキュラムを構築する。
また、現在、学部4年生が法学研究科博士前期課程設置科目を12単位まで履修することができる（資料4-4-4, 17頁）、これを積極的に活用する。
- ・ GPA制度などを活用し、客観的な成績評価基準を確立する。

5 根拠資料

- 資料4-4-1 2011年度明治大学法学部便覧 p37
- 資料4-4-2 2011年度法学部シラバス pp18-19
- 資料4-4-3 明治大学就職キャリア支援センター報告書(2011年度)
- 資料4-4-4 2011年度明治大学法学部便覧 p17

V 学生の受け入れ

表5-1 入試形態別志願者数

大区分	小区分	2009年	2010年	2011年
一般入試	一般選抜入試	5,133	5,596	5,290
	全学部統一入試	2,492	2,564	1,992
	大学入試センター試験利用入試(前期)	4,043	4,725	4,578
	大学入試センター試験利用入試(後期)			
推薦入試	付属高校からの推薦入試	113	107	112
	学部が指定する高校からの推薦入試	73	65	65
特別入試	スポーツ特別入試(A0スポーツ含)	41	39	40
	帰国生特別入試	43	24	25
	社会人特別入試	7	1	1
	公募制特別入試			
	自己推薦特別入試			
	A0入試(一般)			
	A0入試(付属)			
	外国人留学生入試	18	9	8

表5-2 年度別入学定員と入学定員超過率

定員	2008年度		2009年度		2010年度		2011年度	
	入学者数	比率	入学者数	比率	入学者数	比率	入学者数	比率
900名	881	0.98	952	1.06	1,009	1.12	876	0.97

表5-3 外国人留学生の状況

	2009年	2010年	2011年
全入学者	952	1,009	876
留学生入学者	2	2	3
留学生割合(%)	0.21%	0.19%	0.34%

表5-4 社会人学生の状況

項目	2009年	2010年	2011年
全入学者	952	1,009	876
社会人入学者	1	0	0

社会人割合 (%)	0.11%	0%	0%
-----------	-------	----	----

表5-5 編入、学士入学、転部・転科・転専攻 入学者数

種別	2008年	2009年	2010年	2011年
編入学生	1	1	0	0
学士入学者	0	0	0	0
転部・転科・(転専攻)				

※2011年5月1日現在

1. 目的・目標

(1) 入学者の受け入れ方針（アドミッションポリシー）

学校教育法第90条における大学入学資格の定めに沿って、「教育方針と教育目標」と「入学志願者に求める高校等での学習への取り組み」からなる入学者の受け入れ方針（「法学部アドミッションポリシー」）を定め（2010年3月9日開催教授会）、明治大学ホームページ（資料5-1）および明治大学「入学試験要項」（資料5-2、4頁）で公表している。この入学者受け入れ方針は、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針とともに検討され、当学部の教育課程で学ぶに必要な要件等を定め、入学志願者の学部選択、大学選択に資するものとしている。

- ・ 法学部では、「人間性・国際性に裏打ちされたリーガル・マインドの育成」を教育理念に掲げてきた。その理念の達成のためには、学生募集と入学者選抜において、次の4つを主な具体的目標・目的として設定している。
 - ①適切な学力判定のできる入試をすること、
 - ②多様な学生にチャンスを与えられるようにすること、
 - ③偏差値主義の弊害を減らすこと、
 - ④適正な規模の募集人数だけでなく、学生収容定員に対する在籍学生数の比率を改善するための制度改革をすること、
 これらの実現のために、入試制度検討専門部会などが中心になって、さまざまな取り組みをしてきている。
- ・ 本学部は2010年3月に「法学部アドミッション・ポリシー」を策定し、上記「人間性・国際性に裏打ちされたリーガル・マインドの育成」という法学部の教育理念を具体化し、幅広く高度な教養教育・基礎法学教育・多様な法律分野にわたる専門教育を行い、これを基礎とした豊かな人間性・人権感覚・法的思考の涵養を通じて、現代社会の要請に応えうる自律的な市民社会の担い手を育成すること、が「教育目標」である、と教育目標を明確に示した。

2. 現状（2011年度の実績）

(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。

① 求める学生像及び入学にあたり習得しておくべき知識等の内容・水準の明示

本学部2010年3月に策定の「法学部アドミッション・ポリシー」の中で、「人間性・国際性に裏打ちされたリーガル・マインドの育成」という法学部の教育理念を具体化すると、幅広く高度な教養教育・基礎法学教育・多様な法律分野にわたる専門教育を行い、これを基礎とした豊かな人間性・人権感覚・法的思考の涵養を通じて、現代社会の要請に応えうる自律的な市民社会の担

い手を育成すること（教育目標）、である旨、明示している。このような教育を是とし、自らそのようなものたらしめようと意欲する学生を求めていることを明らかにしている。

さらに、この「法学部アドミッション・ポリシー」の中で、この知識等の内容・水準に関わる言及をしている。すなわち、学部の教育目標とされる「法的素養を身につける」ためには、大学入学後はもちろん、高校でも基本となる幅広い教科を学習しておく必要がある、としたうえで、以下のように、各受験科目の必要性を具体的に示している。

- 1) 一定の国語力が必須である⇒複雑な法律用語の理解のために不可欠である。
- 2) 外国語の習得も有益⇒法律の解釈・運用は、どのような場面でどのような言葉が使えかの学習を必要とし、外国語習得がこのような学習に相通じるため。
- 3) 日本史や世界史（とりわけ近代市民社会の歴史）、あるいは政治・経済等の基本的な理解⇒法律は社会と不可分である。
- 4) 数学や理科系の科目の学習も有益⇒法律の学習には論理的思考力も必要とされる。

さらに、多様な理科系科目の選択も可能な大学入試センター利用入試等により、理科系の学力を有する者の受験機会をも確保している旨、明示している。

ここでは、その水準は明らかとは言えないが、入学に際し習得しておくべき科目・内容を明らかに示している。

② 障がいのある学生の受け入れ方針

「障がいのある学生の受け入れ」は学部の目標・目的「②多様な学生にチャンスを与えられるようにすること」との関連で重要なものと位置付けているが、本学においては、このような学生の受け入れは、全学的対応の中で行われている。すなわち、障がいのある学生の受け入れ方針の公表については、学部独自の公表という形はとらず、各学部の各種「入学試験要項」（資料5-3）の中に「身体の機能に障がいがあり、受験および修学上特別な配慮を必要とする者は、出願締切日の1か月前までに必ず志望学部の事務室に問い合わせてください。」と記載し、注意を促している。障がいのある受験生からはこれにより学部事務室に問い合わせがあり、教授会においてこのような障がいのある者の受験がある旨報告されその受験に対応している。具体的には、まず受験する段階で、志願者が入学センターに「特別措置申請書」（資料5-4）を提出し、それに基づいて各学部に審議依頼が回ってくる。学部段階では、志願者の障がいレベルや入試実施・入学後の特別措置要望について学部執行部で審議し、可能な対応について回答し、その可能な対応を理解してもらったうえでなお志願者が受験を希望するのであれば、当該入試の受験を実施している。法学部の場合、受け入れの可否について特に教授会で審議することはない。また、現実に入学してきた際にはその障がいに応じた授業対応の必要性が教授会で知らされ、各教員や支援学生チームがそれら障がいのある学生をサポートしている。2011年度法学部入学の障がいのある学生は2名おり、それらのサポートを受けつつ現に2年次生として教養科目・専門科目を学んでいる。このように、学部としては、全学的な対応・連携の中で障がいのある学生の受け入れに対応している。なお、障がいのある学生の受け入れについての全学的なガイドラインがあるわけでもなく、学部としては「志願があったら可能な範囲で対応」というのが現状である。

③ 学生の受け入れ方針の受験生を含む社会への公表

求める学生像および入学にあたり習得しておくべき知識等の内容を明示している「法学部アドミッション・ポリシー」については明治大学ホームページおよび明治大学「入学試験要項」において他学部のそれとともに公表している

(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか。

① 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか。

本学部では、法学部の教育理念・4つの目標目的を明示し、一般入試、大学入試センター試験利用入試等11種に及ぶ多様な入試を実施している。その結果、一般入試、大学入試センター試験利用入試等の偏差値主義に傾斜しがちな入試からだけでなく、指定校推薦入試、海外就学者特別入試、外国人留学生入試、社会人特別入試(マスターズ入試)、編入・学士入学試験等の一人ひとりの個性を重視した特別入試制度からも、多様な能力・多様な夢を有する学生を受け入れてきた。2010年度においてもこれらの入試制度のいくつかにつき、特に本学部の目標・目的「②」との関連で、2011年度入試あるいはそれ以降の入試に向け、以下のような、具体的検討を行った。

- ・ 国立型の受験生を受け入れることで多様な受験層・入学者層の確保を意図している本学部センター試験利用入試(3科目・4科目・5科目方式に関わり、2012年度法学部センター試験利用入試においては2012年度センター入試「地理歴史・公民」「理科」の2科目受験者の成績利用方法として第一解答科目の成績を「地理歴史・公民」「理科」の得点として採用することはせず、従来通り高得点の方をその科目の得点とするとともに、2013年度法学部センター試験利用入試については、2012年度の当該入学試験の様子を見て、第一解答科目の成績を「地理歴史・公民」「理科」の得点として採用することとした(2011年6月30日法学部執行部会決定(入試制度検討専門部会記録による)) (資料5-5)。また、「高等学校指導要領に対応した大学入試センター試験利用入学試験における数学および理科の出題科目等の決定」に関して、「数学」の科目については従来どおりとし、「理科」の科目については「基礎」のついた科目をも含め理科全科目を選択科目とすることを決定した(2011年9月29日教授会決定) (資料5-6)。なお、このような改正の結果、大学入試センター試験利用入試志願者に占める理科の受験者の割合は35.1%(1,602人,2011年度)から36.2%(1,461人,2012年度)とわずかながら増加の傾向がみられる。

- ・ 近年減少している地方出身者の入学者を確保するため2007年度から実施してきている「指定校推薦入学制度」については、全般的見直しにつながる地域ブロック及びそのブロックごとの指定校数配分は2013年度に見直しに着手することから2012年度に向けては変更しないこととした。ただ、内規に基づく2012年度には指定校数減少は避けられないことから、募集人数「約70名」の合格者確保が懸念されることへの対応を検討し、震災・原発の影響を受けた地域の指定校数校については2012年度には指定校から除外しないこととした(2011年6月2日教授会決定)。また、2013年度以降見直し案が実施されるまでは現行ブロックのまま2013年度以降の指定校を新規追加する方向を確認した(2012年2月23日入試制度検討専門部会) (資料5-7)。今後入学者の追跡調査を基礎に分析を進め、全般的な見直しを検討する。

2009年度入試より実施している「スポーツ特別入試」について、本学部はその一環として40名のスポーツ選手を募集・受け入れていたが、2013年度より法学部定員を900名から800名へ削減することに伴いこのスポーツ特別入試定員枠を35名に減らすこととした(2012年1月12日教授会決定) (資料5-8)。

② 学生募集、入学者選抜を適切に行うために必要な規程、組織、責任体制等の整備

本学部において学生募集・入学者選抜を適切に行うための必要な規程・組織・責任体制等の整備につき中心となるのは「法学部将来計画検討委員会」のなかの「入試制度検討専門部会」である。また、これと連携して「法学部将来計画検討委員会」のなかの「法学部カリキュラム運営専門部会」も検討に当たっている。毎年入試問題策定および採点の中心となるのは毎年構成される法学部入学試験委員(試験科目ごとに複数の委員)であり、この入学試験委員の下に構成される採点委員である。これらの組織は毎年適切に機能し、改善を重ねてきている。また、学部教務主任

も重要な位置を占める。すなわち、科目等履修生や聴講生等の受入れに際し、科目等履修生との面接の中でその履修目的を聞くなどして履修に関わる適切なアドバイスを行ったり、編入生との面談において他大学での履修専門科目・語学科目や教養科目の一括認定を話し合う中で決めていく、といったようにきめ細かな対応を実現しているからである。もちろん、こうした委員会や委員の任務遂行の上で事務組織の果たす役割を欠かすことはできない。

入試情報漏洩等防止には全学と連携しつつ学部でも全力を尽くすとともに、入試問題等の開示はホームページ等を利用して行う等、入学者選抜試験実施体制の適切性や公正性および入試問題の公正・妥当性については、学内外の評価機関の評価を踏まえつつ継続的に意を払っている。また、それらの評価方法が一面的になったり、ルーティン化してしまう危険を避けるべく、全学的評価制度の改善を図るよう学部としても協力していく。

外国人留学生受入れに関しては、学部独自での見直し以前に大学全体の受入れ態勢に負うところが大きいため、国際教育センター等全学レベルからの情報取得を踏まえそれらと連携する中で学部として対応していく。

③ 公正・公平な学生募集，受験機会の保証，受験生の能力を適切に判定する入学者選抜方法

前述②の委員会および委員そして事務体制で、公正・公平な学生募集，受験機会の保障，受験生の能力を適正に判定する入学者選抜方法につき毎年検討を加えている。また、入学試験問題に関わっては、受験生の能力を適切に判定するに足るものであるかにつき外部機関の評価意見を求めるなどの努力もしている。

(3) 適切な定員を設定し、入学者を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

① 収容定員に対する在籍学生数比率の適切性

「人間性・国際性に裏打ちされたリーガル・マインドの育成」という教育理念の達成のための教育を確実に進めていくためには学生定員の適正化が不可欠である。そのため、2006年度より900名としてきた法学部の学生定員を、将来的には全学部再編の中で900名定員を700名定員とする旨教授会決定しているところである(2005年7月21日教授会決定)(資料5-9)。また、前述の法学部の教育理念達成のための法学部の4つの目標・目的には「④適正な規模の募集人数だけでなく、学生収容定員に対する在籍学生数の比率を改善するための制度改革をすること」を掲げ、収容定員に対する在籍学生数比率の適切化に努力してきている。すなわち、学生収容定員のうち指定校推薦入試等の特別入試定員枠を増やす中で入学者数の定員超過要因である一般入試定員枠を520名(2009年度入試)から450名(2010年度入試)に削減することによりその比率の適切化を追求してきた。2011年度入試ではさらに435名に削減した。この結果、入学者が2004年度940名、2005年度975名、2006年度1122名と増加傾向にあったことから一転し、2007年度884名、2008年度881名、2010年度1009名(入学手続き者数予想の読み違いの結果)、2011年度876名、2012年度920名と入学者数を大幅に減らすこととなった。その結果、本学部在籍者数は、2004年度4252名、2005年度4133名、2006年度4218名、2007年度4034名、2008年度3990名、2009年度3937名、2010年度3888名、2011年度3827名、2012年度3868名と減少し、そこで、大学全体からの本学部への教員数増の配慮にもより、また、2006年度までの大人数の入学者の大半が2010年度までには卒業したことにもあって、教員1人当たり学生数は2004年度57.5名、2005年度55.1名、2006年度54.8名、2007年度49.8名、2008年度48.1名、2009年度47.4名、2010年度45.7名、2011年度42.1名、2012年度43.0名と着実に減少している。特別入試にしても一般入試にしてもそれぞれの具体的入学手続き者数は不確定であるとはいえ、こうした学生収容定員減・一般入

試定員枠減へ向けた努力の成果は入学者超過率が 0.99(2007 年度入試), 0.98(2008 年度入試), 1.06(2009 年度入試), 1.12(2010 年度入試), 0.97(2011 年度入試), 1.04(2012 年度入試)と少ない範囲で推移していることに現れており, 入学定員と入学者数の比率の適切性に大きく影響しているとともに, 収容定員に対する在籍学生数の比率の適切性に大きく寄与している。しかし, 在籍者数は学生の 2 年生から 3 年生への学年進学数及び卒業生数(4 年次原級者数)と密接に関連し, カリキュラムの在り方, 学生の勉学努力はもちろん, 特に現役 4 年生の就職状況(就職未決定者の留年)にも関わるので, 今後とも学部独自にまた全学的にきめ細かな対応の検討を継続的していかねばならない。

② 収容定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応

2013 年度入試からは法学部定員を 900 名から 800 名に削減することが決定しているが, 収容定員に対する在籍学生数の過剰が生じないように, ①に述べたような収容定員に対する在籍学生数の過剰への対応を継続し, 基本的には, 前述(3)①(24 頁)に見たスポーツ特別入試定員枠 40 名から 35 名への減のように特別入試による受け入れ学生数と関わらせて一般入試による受け入れ学生数の見直しを検討するなかで, 定員に対する在籍学生数の過剰を解消する。

(4) 学生募集及び入学者選抜は, 学生の受け入れ方針に基づき, 公正かつ適切に実施されているかについて, 定期的に検証を行っているか

全学的入試問題外部評価制度に則り外部機関に入試問題の評価を委託し, 学内的にはその評価を受けて入試問題の見直しや入試科目の追加等を行っている。全学的入試問題外部評価制度に関わっては依頼する外部機関を年度ごとに変えたり, 評価方法に工夫を持たせたりすることで, 評価が一面的になったり, ルーティーン化してしまう危険を避ける努力をする必要がある。

3 評 価

以上の各点検・評価項目の現状説明について, 以下の視点によって, 「大学基準」及び本学の掲げる目的・目標の充足状況を評価するとともに, 効果が上がっている事項, 改善すべき事項として明らかになった事項を記述する。

- ① 学生の受け入れ方針と学生募集, 入学者選抜の方法は整合しているか。
- ② 学生の受け入れの適切性の検証はどのように行われているか。検証する責任主体, 権限, 手続きを明確にし, 適切に検証が行われ, どのように改善に結びついているのか。

(1) 効果が上がっている点

これまでの学生受け入れに関わる多くの改善策にもかかわらず, 明瞭に効果が上がっている点は見られない。ただ, 若干なりとも効果が出てきていると思える点を以下に示す。

- 1) 一般入試に関わり: 2009 年度入試から, 全学部統一試験試験科目の選択科目への理科と数学の追加, センター試験利用入試への 4 科目方式・5 科目方式導入及び 3 科目方式の選択科目への理科と数学の追加により, 法学教育にとり重要な論理的思考の基礎的素養を有すると考えられる理科や数学に秀でた志願者への道を開き, 入試を実施してきた。その結果, 全国的な法学部離れ傾向の中で, これまで増加傾向にあった本学部の大学入試センター試験利用入試志願者数は 4,565 人(2011 年度), 4,037 人(2012 年度)と減少傾向に転じた。ただ, このような中であって, 大学入試センター試験利用入試志願者に占める理科の受験者の割合は 35.1%(1,602 人, 2011 年度)から 36.2%(1,461 人, 2012 年度)とわずかではあれ増加の傾向がみられ, 大学入試センター試験利用入試により法学教育にとり重要な論理的思考の基礎的素養を有すると考えられる理科や数学に秀でた志願者へ道を開くという目的に沿う兆しがみられる。

- 2) 「スポーツ特別入試」に関し：毎年 40 名前後の本学部へのスポーツ選手入学者向けに、本学部独自に行っている入学後の成績不振傾向に対する大学院生 T A による学習支援は、必ずしも全員とはいえないが支援を受けた学生の中には学問に関心を抱く者もでてきており、成績不振脱却に一定の効果をあげている。
- 3) 入学定員と入学者数の比率の適切性に関し：2006 年度よりの本学部学生定員減・一般入試定員枠減による、入学者数定員超過要因の減少、入学定員と入学者数の比率の適切性化へ向けた努力の結果、2004 年度からの入学者増加傾向から一転し、2007 年度から基本的に減少傾向となり、2011 年度 876 名、2012 年度 920 名と入学者数を大幅に減ずることとなった。その結果、本学部在籍者数は、2004 年度から着実に減少し、2011 年度 3827 名、2012 年度 3868 名と減少している。そこで、大学全体からの本学部への教員数増の配慮もあり、教員 1 人当たり学生数は 2004 年度 57.5 名から着実に減少し、2011 年度 42.1 名、2012 年度 43.0 名にまで減少してきている。さらに、2013 年度からは学生定員を 900 名から 800 名とすることが決定しているので、教員にとって教育上また学生にとって学習上適切な状況が着実に実現されつつあるといつてよい。本学部としては当面の目標として教員 1 人当たり学生数を 40 名とし、その実現を学生定員の削減(将来的に 700 名目標)または専任教員の増員実現の中でその目標を達成するとともに、次の目標を 30 名とすることを予定している(2012 年度法学部 2 教員・教員組織(1)兼任教員に依存する教育からの離脱(継続)の項参照)。

(2) 改善すべき点

法学部では、前述のように(1 頁参照)学部の教育理念、4 つの主な具体的目標・目的を設定し、さらに今年度は学部アドミッション・ポリシーにおいてこの教育理念に則った教育目標を明確にして、学生の受け入れに緩むことなく、検証・見直し・改革案確定・実施・検証を続けてきている。他方、これまでの、特に 2009 年度から 2012 年度にかけて毎年度の実施してきた検証から、改善すべき点あるいは検討すべき点もいくつか浮かび上がってきている。

- 1) 法学部の学生募集と入学者選抜における 4 つの目標・目的の「④適正な規模の募集人数だけでなく、学生収容定員に対する在籍学生数の比率を改善するための制度改革をすること」を達成するため、学生定員を適正化することがますます重要になってきている。2013 年度からの学生定員 800 名とすることが決定しているが、教授会で決議済みの学生定員 700 名を、更なる全学の学部再編の中で、できるだけ早く実現することである。
- 2) 高大連携強化のため、付属高校における高大連携授業と夏期講座、一般高校への出張講義のほか等を積極的に実施しているが、必ずしもそれらからの志願者増加につながっていない。今後特に入学前指導充実のための具体的方策の検討を行う必要がある。
- 3) 指定校推薦入学制度については、当該制度実施後 3 年目を経たことから、2009 年度・2010 年度に引き続き 2011 年度も当該入試規定に基づき推薦実績を踏まえ、指定校の一部見直し等を行ったが、全般的地域ブロック別定数の見直しには、今後入学者の追跡調査を基礎に分析を進める必要がある。
- 4) 社会人特別入試(マスターズ入試)については、今後数年の志願者数および合格者数・入学手続者数の状況を踏まえて改めて当該入試制度自体の見直しの必要性を判断することになる。その間に社会人教育のための独自のカリキュラム等を視野に入れたカリキュラム案策定のための問題点の整理を進めることが必要になる。
- 5) AO 入試に関しては、当該入試による入学者の基礎学力不足等の弊害ある者が多くみられることから、その問題点を整理した検討のたたき台作成を見合わせているが、今後どのように扱う

か慎重に検討を行い、その実現の可能性を探ることにはしたい。

- 6) 海外就学者特別入試については、2009年度の改正・実施を踏まえた入学者が学部教育理念・教育目標に照らしたときどのような学生として成長し、巣立っていったかを検証する中で、改めて当該入試制度を見直すかの検討をすることになる。
- 7) 学生収容定員に対する在籍学生比率の改善との関わりでは、入学手続き率・入学手続き数という不確定要素はあるものの、主として多様な個性豊かな特別入試による入学定員枠との関連も考慮しつつ前述の1)の入学定員の適正化と一般入試による受け入れ学生数の見直しのなかで、その改善を図ることになる。ただ、在籍者数は学生の2年生から3年生への学年進学数及び卒業生数(4年次原級者数)と密接に関連し、カリキュラムの在り方、学生の勉学努力はもちろん、特に現役4年生の就職状況(就職未決定者の留年)とも関わるので、今後とも学部独自にまた全学的にきめ細かな対応の検討を継続的に行っていかなければならない。
- 8) 外国人留学生受入れに関しては、学部独自での見直し以前に大学全体の受入れ態勢に負うところが大きいため、国際教育センター等全学レベルからの情報取得を踏まえそれらと連携する中で学部として対応していくことになる。
- 9) 本学部が求める学生像および入学にあたり習得しておくべき知識等の内容を明示している「法学部アドミッション・ポリシー」の公表については、明治大学ホームページおよび明治大学「入学試験要項」において他学部のそれとともに公表(この公表の仕方であると明治大学の学部間比較には有益であるが、法学部を受験したいがどの大学の法学部にしようか考えている受験生にはあまり目に留まらない可能性が大きい)だけでなく、法学部を受験したいがどの大学の法学部にしようか考えている受験生に向けたより実効性ある公表の仕方を検討する必要がある。
- 10) 学生の受け入れ方針の受験生を含む社会への公表の方法に関して、法学部が求める学生像および入学にあたり習得しておくべき知識等の内容を明示している「法学部アドミッション・ポリシー」を明治大学ホームページおよび明治大学「入学試験要項」等において他学部のそれと並列して公表しているが、この公表の仕方であると明治大学のどの学部を受験しようかと考えている受験生には有益であるが、法学部を受験したいがどの大学の法学部にしようか考えている受験生にはあまり目に留まらない可能性が大きく、後者の受験生に向けたより実効性ある公表の仕方を、例えば、『法学部ガイド』(資料5-10)といった学部独自の冊子等においても掲載する等、検討する必要がある。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

上記改善すべき諸点のうち、6)AO入試に関わる検討および11)「法学部アドミッション・ポリシー」の公表の方法は法学部入試制度検討専門部会およびそれと連携した事務組織のもとで、10)編入学者の他大学での履修科目単位の単位認定に関しては教務主任との話し合いを踏まえ法学部カリキュラム運営専門部会で検討する。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

上記改善すべき諸点のうち、5)を除く諸点は中期的課題となる。1)は学部執行部で、2)8)は学部入試制度検討専門部会で、3)4)7)は学部入試制度検討専門部会が主としなり学部カリキュラム運営専門部会が協力して、6)は学部カリキュラム運営専門部会が主となり、継続的に検証・検討する。なお、1)の学生定員の適正化(700名への削減)は全学的学部再編に絡まるもので、「スポーツ科学部(仮称)」が取りざたされている現在、早期に実現される可能性がある。

5 根拠資料

- 資料5-1 明治大学ホームページ「法学部入学者の受入方針（アドミッション・ポリシー）」
(<http://www.meiji.ac.jp/hogaku/policy/03.html>)
- 資料5-2 2012年度入学試験要項 p4
- 資料5-3 海外就学者特別入学試験要項，社会人特別入学試験要項（マスターズ入学試験）
- 資料5-4 2012年度明治大学一般入試特別措置申請書
- 資料5-5 入試制度専門部会記録(2011.6.23)
- 資料5-6 法学部教授会記録（2011.9.29）
- 資料5-7 入試制度専門部会記録(2012.2.23)
- 資料5-8 法学部教授会記録（2012.1.12）
- 資料5-9 法学部教授会記録（2005.7.21）
- 資料5-10 明治大学法学部ガイド

VI 学生支援

表6-1 退学者数及び退学理由（過去4年間）

	病気	一身上都合・その他	他大学入学	経済的理由	飛び級合格	合計
2008年	1	25	5	0	3	34
2009年	1	7	5	2	0	15
2010年	0	18	4	1	0	23
2011年	0	15	7	2	0	24

1. 目的・目標

(1) 学生支援（修学支援，生活支援，進路支援）に関する方針

現在，新しい評価項目に合わせ記述内容を検討している。

2. 現状（2011年度の実績）

(1) 学生が学習に専念し，安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか

現在，新しい評価項目に合わせ記述内容を検討している

(2) 学生への修学支援は適切に行われているか

① 留年者及び休・退学者の状況把握と対処の適切性

- ・ 2011年度から法学部では1年次から2年次へ進級する際に進級制度（資料6-1，48頁）（資料6-2，8頁）を設け，本制度を初年次ガイダンスにおいて学生に周知徹底するとともに，学生の初年次における修学姿勢をチェックしている。
- ・ 1年次で年度末において進級条件を満たさない可能性のある学生（2011年度1年次在籍者875名中，原級者15名）に対しては前もって個別相談・指導を実施している（資料6-3）。
- ・ 1年次への原級生に対しては新学期始めにガイダンスを実施し，修学姿勢の早期改善を指導し

ている。

- ・ 2011 年度において除籍を除いた退学者は 24 名であった。身体的・精神的病気により退学を余儀なくされる学生が増加している。
- ・ 2005 年度から法学部では半期の「法律リテラシー」と「教養基礎演習」を導入し、法学部のすべての学生が少人数ゼミを履修することになった。これは、高校教育から大学教育への勉学上の自立を促す橋渡しを狙いとしているが、同時に、大学生活における悩みや進路相談など、勉学に関連する生活相談の相手として担当教員が対応できる仕組みとなっている（資料 6-4, 249 頁）。

② 補習・補充教育に関する支援体制とその実施

- ・ 法学部では、全学的な学習支援とは別個に、スポーツ特別入学試験および留学生試験での入学者に対し、TA による学習支援を行っている。毎週月～金の 13:00～18:00 まで、駿河台または和泉キャンパスで開室しており、学生への認知度も年々上がっている（資料 6-5, 25～28 頁）。
- ・ 2010 年度からは、一般学生へも対象を広げ、授業内容の理解が不十分な学生への支援をおこなっている（資料 6-5, 25～28 頁）。

③ 障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

法学部では 2011 年度から視覚障がい者（全盲）1 名、聴覚障がい者（ろう）1 名の計 2 名が在籍しており、学部として次のような支援を行った。

- ・ 兼任を含む教員全員に上記の障がいのある学生が在籍していることを通知し、授業の行い方などに関して協力を依頼した（資料 6-6）。
- ・ 一般学生に支援ボランティアを募り、視覚障がいの学生に対しては通学サポート、聴覚障がいの学生に対してはノートテイクの支援（1 授業当たり 2 人）を行う体制を整えた（資料 6-7）。
- ・ 全学的な「障がい者支援センター」の創設と専任のコーディネーターの配置を、2011 年度から、学部として要望している（資料 6-8, 45～46 頁）。

④ 外国人留学生に対する修学支援措置の適切性

- ・ 2009 年 10 月、グローバル 30 のプログラムの中で、国際連携機構の設置とともに、日本語教育センターが設置された。これによって、留学生の日本語能力向上に資することが期待できる。

(3) 学生の生活支援は適切に行われているか（省略）

- ・ 2009 年度に完成した和泉インターナショナルハウスによって、留学生の住宅確保に関する状況は大きく改善された。留学生には、安全かつ充実した学生生活がおくれるよう、学内ネットワークと結ばれた LAN を備えた部屋が提供されることになった。

(4) 学生の進路支援は適切に行われているか

① 進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施

- ・ 法学部では将来の進路に応じたコース制を設けており、1 年次の秋にコース選択ガイダンスを行っている（資料 6-9）。
- ・ 独自のインターンシップ制度、「法学部ジョブインターンシップ・プログラム」を夏期休暇期間中に実施し、希望学生を企業・団体の法務部や法務関連部署に派遣することによって、具体的な就業イメージ作りに役立っている（資料 6-10）。
- ・ 就職・キャリア支援センターが業界研究セミナー等、各種セミナー・講座を開いている。
- ・ その他、各専門演習において担当教員が進路等の相談に応じている。

3 評 価

以上の各点検・評価項目の現状説明について、以下の視点によって、「大学基準」及び本学の掲げる目的・目標の充足状況を評価するとともに、効果が上がっている事項、改善すべき事項として明らかになった事項を記述する。

- ① 修学支援，生活支援，進路支援に関する方針を，学生の傾向などを踏まえて定めているか。その方針が教職員で共有しているか。
- ② 方針に沿って支援のための仕組みや組織体制を整備し，適切に運用しているか。
- ③ 学生支援の適切性の検証はどのように行われているか。検証する責任主体，権限，手続きを明確にし，適切に検証が行われ，どのように改善に結びついているのか。

(1) 効果が上がっている点

- ・ 2011年度から導入された1年次から2年次への進級制度における原級者は、15人であり、初年次における修学指導（ガイダンスや個別相談、「法律リテラシー」や「教養基礎演習」）の効果が上がっている（資料6-3）。
- ・ スポーツ学生に対しては上記学習支援のほか、成績不良者に対して教務主任が面談を行うことにより、単位を修得し、4年間で卒業する者が増えている。
- ・ 2011年度、障がいのある学生に対する支援ボランティアを募ったところ、他学部の学生を含め30人以上の学生から申し出があり、安全な支援体制を整えることができた。
- ・ 2011年度卒業生のコース別進路を見る限り、コースの特徴に応じた方面へ進んでおり、各コースの役割が果たされている（資料6-11）。

(2) 改善すべき点

- ・ 留年生が各年次に一定数存在していることは、第一に当該学生の学習意欲の欠如があげられる。たとえばスポーツ学生についてはすべてではないにしても、練習・稽古などにより授業に出られないケースもある。それについては当該運動部の部長・監督の授業に対する理解が不可欠である。このほか、一般学生の留年については、日ごろからのケアが必要となる。
- ・ 障がいのある学生に対する修学支援体制は、今後、例えば聴覚障がい者が複数になったときに、それに見合うボランティアを集めることが必要となる。また、聴覚障がいに限らず障がいの状態によっては、手話通訳、点訳、介助など様々な支援が不可欠であろう。よって、学部独自の対応には限界があると言える。
- ・ さらに障がい学生は毎年規則的に入学してくるわけではなく、職員の異動もあるので、試行錯誤の末に作り上げた障がい学生支援のノウハウとマニュアルが、法学部内でさえ継承されていく保証がない。また、他学部がそれを必要とする時、それを十分に活用できないという問題点がある。
- ・ 近年の経済状況のため、今後は経済的理由による退学者が増大する可能性が高い。特に、地方経済の破綻状況により、経済的負担の大きい地方からの学生の退学が増える可能性がある。
- ・ 一般入学試験における得点と入学後の成績に相関関係が見られないことから、特奨生のように入学時の成績優秀者に対して学費免除を行う根拠に疑問が提起されている。
- ・ 法学部独自のインターンシップ制度は、希望学生数に対し派遣先企業・団体数が不足している。
- ・ 日本語教育センターの設置により留学生に対する日本語学習支援が大きく進展した。しかし、法学という分野では、より高度な言語運用能力が要求されるため、日本語教育センターによる

学習支援だけでは不十分である。

- ・ 留学生と学生（学部間共通外国語履修学生を含む）との間で、相互に母語や地域文化を教え合うようなシステムないために、文化交流を阻害している。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

- ・ スポーツ学生および留学生については、1人が必ず1度は学習支援を利用するよう、運動部ごとに働きかける。また、成績不良者に対しては面接等を行い、学習支援の利用を促す。
- ・ 学習支援のためのアシスタント制度は、TA制度の拡充およびスチューデント・アシスタント（SA）など学部学生によるアシスタント制度の併用によって対象をさらに拡大していくことを図る。（資料6-5, 25～28頁）
- ・ さらに、これまで等閑視されてきた、より高いレベルを目指している学生（各種試験の受験志望者や高度な論文作成能力を身に付けたいと考える学生など）に対する助手による学習支援体制の確立を積極的に推進する（資料6-5, 25～28頁）。
- ・ 障がい学生支援に関しては、各学部でのみ担うのではなく、全学的にとりまとめることができるようにするため「障がい学生支援センター」の創設を要望する（資料6-8, 45～46頁）。
- ・ 「障がい学生支援センター」では、障がい学生の入学が決まってから対応するのではなく、常時受け入れ可能な体制を整える意味で、一般学生や教職員に対して毎年開講のボランティア養成講座、ノートテイク養成講座や手話講座、点字講座なども開講し、障がい者支援教育を推進する。
- ・ 「障がい学生支援センター」には、支援の質を高め円滑に運営するために、専任のコーディネーターの配置を要望する。その日常的な啓蒙活動をとおして、一般学生とともに、さまざまな障がい学生が明治大学で安心して勉学に励める環境の整備を目指す。
- ・ 留学生に対して、TA・RA制度を活用し、日本語学習や学習指導を含む法学部独自の個別的な学習支援体制をより充実させていく。
- ・ 留学生と学生（学部間共通外国語履修学生を含む）との間で、相互に母語や地域文化を教え合うようなシステム（タンデム）を検討し、文化交流を進める。
- ・ 経済的負担の大きい地方からの学生の入学後の努力が報われるような有効な奨学金のあり方を検討し、学部独自の奨学金制度の創設・拡充に努める。
- ・ 進路支援に関しては、1・2年生を対象とする法学部OBおよび内定取得者による講演会やシンポジウムを開催し、学生が早い段階から将来に向けた準備を整える手助けをしていく。さらに、学生主催の就職関連行事への支援を行う。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

- ・ インターンシップは、就職・キャリア支援センターに統括して全学的に実施する。
- ・ 法科大学院進学者への奨学金である野田孝明奨学基金について、支給対象の拡充を含めより良い運用を検討し進学希望の学生への支援を充実させる。

5 根拠資料

- 資料6-1 2011年度明治大学法学部便覧 p48
- 資料6-2 2011年度法学部シラバス p8
- 資料6-3 2011年度法学部1年生進級判定資料

- 資料6-4 2011年度法学部シラバス p249
- 資料6-5 明治大学法学部学習支援業務 2011年度(第9期)業務報告書 pp25-28
- 資料6-6 障がいをもつ学生への配慮について(お願い)
- 資料6-7 障がいをもつ学生への協力について
- 資料6-8 2011年度教育・研究に関する年度計画書 pp45-46
- 資料6-9 法学部コース制ガイダンスの実施について
- 資料6-10 2011年度法学部インターンシップ募集要項
- 資料6-11 明治大学就職キャリア支援センター報告書(2011年度)

Ⅶ 教育研究等環境 (Ⅶ-3 研究環境等)

1. 目的・目標

2011年度教育・研究に関する長・中期計画書において以下のように示している。

- 1) 研究環境
 - ①法律研究所の再構築
 - ②学部紀要(「法律論叢」および“MEIJI LAW JOURNAL”)の充実
 - ③在外研究員制度および特別研究者制度の充実
 - ④個人研究室の研究環境の改善および助手の研究室の確保
 - ⑤130周年事業について
- 2) 施設・設備等
 - ①駿河台地区の研究・教育・文化と知のアーカイヴを主軸とする再開発へ
 - ②和泉地区のランド・デザイン
 - ③和泉地区のリニューアル・デザインの必要性
 - ④『エルムの森』の事業継続とデジタル・コンテンツ化について

2. 現状(2011年度の実績)

(1) 教育研究等を支援する環境や条件は、教育課程の特徴や教育方法、研究上の特性等に応じて、適切に整備されているか

- 1) 研究環境
 - ①法律研究所の再構築について

発展的解消をした法学部資料センターが開催していた一部の研究会・講演会を統合する 法学部「法律研究所」主催の「法学研究会」を毎年5回継続的に開催している。2011年度も5回開催された(資料7-1, 381頁)。
 - ②学部紀要(「法律論叢」および“MEIJI LAW JOURNAL”)の充実

法学部教員による研究成果発表のための重要な場になっている「法律論叢」および“MEIJI LAW JOURNAL”は、現在、毎年着実に巻を重ねている。「法律論叢」に関しては、査読を条件として明大出身研究者等にも拡大されている。また、2011年度定年退職教員のための古稀記念論文集も刊行した(資料7-2)。なお、専門科目担当の専任教員の増加と教員の論文執筆意欲の増大による応募原稿の格段の増加を原因とする刊行費の不足という事態が生じている。
 - ③在外研究員制度および特別研究者制度の充実

当該制度につき、いずれもまずは全学的なセメスター制度を導入することが必要であり、それ

により円滑な実施が可能であると考えている。ゆえに、全学的なセメスター制度の導入が望まれる。

④個人研究室の研究環境の改善および助手の研究室の確保

駿河台地区および和泉地区において、各教員に研究室が割り当てられている。しかしながら、助手のための研究室は確保できていないことから、確保が望まれる。

⑤130周年事業について

学部紀要である「法律論叢」の特別号としてではなく2011年11月に「明治大学法学部創立130周年記念論文集」を発刊した（資料7-3）。

2) 施設・設備等

①駿河台地区の研究・教育・文化と知のアーカイブを主軸とする再開発へ

駿河台地区の再開発は学部4年間一貫教育を実現するために不可欠であることから、駿河台地区のランドデザインに沿った再開発の早期実施が望まれる。

②和泉地区のランド・デザイン

「教養教育」および「初年次教育」を基本コンセプトとした和泉地区ランド・デザインに基づき、他学部との連携を密にしつつ和泉キャンパスの充実をはかるものとして、法学部では2011年度には春・夏の2回司法書士試験対策講座（資料7-4）や「ケンブリッジ大学夏期法学研修」の準備講座（資料7-5）等の独自プログラムを実施した。

③和泉地区のリニューアル・デザインの必要性

和泉地区の施設の老朽化と学生数の急激な増加によって、教室事情・研究室事情はかつてなく逼迫していることから、1・6・7限および土曜の教室使用の拡大による対処をすすめている、しかし、すでに限界点に達しているゆえ、新校舎や和泉教養学術センター（新研究棟）などの研究施設の拡充の早期実施が望まれる。

④『エルムの森』の事業継続とデジタル・コンテンツ化について

2011年度における主要実績は、次のとおりである。a) 収蔵資料デジタル・コンテンツ化の促進：デジタル・コンテンツ化を促進するための画像仕様を確定したことにより、2010年度実績の約30倍の資料をデジタル・コンテンツ化した（資料7-6）。b) 事業環境整備：大学の付置機関としての独立した公開資料室（医療と法と倫理（ELM）専門総合資料館（仮称））の設置に向け、法科大学院（とくに附属機関である医事法センター）および明治大学図書館との間で定期的に検討会を開催することが決定され、2011年度は計15回の検討会が開催された（資料7-6）。c) その他：本事業の礎を築いた唄孝一氏が2011年1月11日に逝去したことに伴い『唄孝一先生文献目録』を作成した。本目録は国立国会図書館に納本され蔵書として登録されるとともに、2011年9月11日に開催された「唄孝一先生を偲ぶ会」にて各界著名人に頒布した（資料7-7）。また、本事業の存在・進展状況を対外的に公示するために、法学部のホームページ内に独立した専用のホームページ（資料7-8）を開設した（2012年3月7日）。

なお、今後の事業展開及び外部からの利便性を考慮し学内に独立した専用スペースの確保に関するための具体的な要望書を提示した。

3 評価

以上の各点検・評価項目の現状説明について、以下の視点によって、「大学基準」及び本学の掲げる目的・目標の充足状況を評価するとともに、効果が上がっている事項、改善すべき事項として明らかになった事項を記述する。

- ① 学生の学修や教員の教育研究の環境整備の方針に基づいて、どのような取り組みがなされ、どのような成果があがっているか、あるいは課題があるのか。

(1) 効果が上がっている点

1) 研究環境

「法学研究会」の継続的開催は、法学部の教員が相互の研究活動の内容を知り自由に意見交換・情報交換をすることができる貴重な場を確保することに寄与し、「学部紀要」の持続的刊行は、法学部教員の研究成果の発表することができる重要な場の安定的確保に寄与している。

また、2011年度は、法律論叢古稀記念論文集および130周年事業として取組んだ「明治大学法学部創立130周年記念論文集」を予定通り発刊した。

2) 施設・設備等

和泉地区で実施している司法書士試験対策講座や「ケンブリッジ大学夏期法学研修」準備講座は定着した企画となった。また、和泉地区の逼迫した教室事情・研究室事情の改善のための1・6・7限および土曜の教室使用の拡大による対処は、彌縫策的ではあるが一定の効果をあげている。『エルムの森』事業は活発に活動を展開し、一定の成果をあげてきている。

(2) 改善すべき点

1) 研究環境

学部紀要に関し、刊行費の不足という事態が生じていることから刊行費増額が必要である。また、刊行に関する資料費については、減額したり使用制限を加えたりすることのないようにする必要がある。

なお、法学部の教員が国内のみならず国外の外部法律分野データベースを利用することができるよう経費の増額をすることが必要である。現在利用可能なデータベースはTKC、LICの2社で国内の法律分野に限定されているため、今後は学外の端末からも海外のデータベースも利用できるよう、経費の増額が必要である。

さらに、学生が授業の前後に活用することができる自習室の整備および知の拠点である研究室のよりいっそうの整備・研究室スペースの拡充ならびに複数の建物に分散している研究室を集約させる必要がある。とりわけ助手のための研究室の確保が必要である。

2) 施設・設備等

和泉地区および駿河台地区のどちらも教室事情・研究室事情はかつてなく逼迫した状況にある。すでに各学部の努力だけで問題を解決することができないところに達しているため、抜本的な解決を図ることが必要である。『エルムの森』事業については今後の事業展開及び外部からの利便性を考慮し学内に独立した専用スペースを確保することが必要である。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

11号館設置教室に替わる代替教室の確保が急務である。さらに、2013年度運用開始予定のC地区ラボタワー（仮称）と既存研究施設との連携強化策の早急な策定が望まれる。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

ラボタワー運用開始後のリバティタワー19階以上の利用計画の策定が必要である。また、教育の

充実という観点から、施設の弾力的な運用が求められる。

5 根拠資料

- 資料 7-1 法律論叢第 84 巻第 6 号 p381
- 資料 7-2 法律論叢第 84 巻 2・3 合併号
- 資料 7-3 明治大学法学部 130 周年記念論文集
- 資料 7-4 明治大学法学部主催司法書士試験対策入門講座
- 資料 7-5 ケンブリッジ大学夏期法学研修 2011 年度募集要項 p6
- 資料 7-6 E L M 2010-2011 年度事業総括概要書および 2012-2014 年度にかかる当面の事業課題
- 資料 7-7 唄孝一先生文献目録
- 資料 7-8 明治大学ホームページ「医療と法と倫理専門総合資料館(仮称) E L M」
(<http://www.meiji.ac.jp/hogaku/elm/>)

X 内部質保証

1. 目的・目標

(1) 内部質保証の方針

法学部は、学部運営における PDCA サイクルを確立することによって、革新・改革・改善の継続につながる内部質保証を行う。そのため、学部執行部において長・中期計画ならびに年度計画を策定し、人事を伴う学部計画については「法学部人事計画委員会」が、教育内容に関する事項は「法学部カリキュラム運営専門部会」が、キャリア支援、国際交流等についても学部内の各委員会が、それぞれ具体的な改善計画を立案し、学部執行部がそれら計画を実施する。そして、その実施に関する検証・評価作業は「法学部自己点検・評価委員会」がこれを行う。内部質保証システムの検証・評価に関しては、可能な限り具体的で明確な根拠を示し、客観的に検証することを目標とする。

2. 現状 (2011 年度の実績)

(1) 点検・評価を行い、社会に公表しているか

① 評価に関する委員会等の設置 (名称, メンバー, 年間開催回数)

委員会等の名称	主なメンバー, 人数	開催日
法学部自己点検・評価委員会	学部長指名による委員長 1 名, 教務主任 2 名, 学部長指名委員 4 名 計 7 名	2011 年 6 月 9 日

② 評価報告書等の作成, 公表

- ・2010 年度法学部自己点検・評価報告書 ホームページで公表 (資料 10-1)

(2) 内部質保証に関するシステム (内部質保証を掌る組織, 改革・改善につなげる制度, 改善実績) を整備しているか

- ・学部内に「自己点検・評価委員会」を設置し、毎年、報告書を作成するとともに、その結果を学部執行部・各種委員会・教授会にフィードバックすることにより、教育・研究の改善を図っている (資料 10-2)。2011 年度については、自己点検・評価委員会以外にもメールでのやり取りを通

- じて委員会メンバーの意思疎通をできる限り取れるようにすることで、報告書の充実に繋げた。
- ・教育組織等については学部執行部が、教育内容についてはカリキュラム運営専門部会が中心となり、随時問題点の発見・改善に努めることでPDCAサイクルを形成している。とくにカリキュラム運営専門部会は、各コース主任および各科目群主任から構成されており、教育内容の実質的な検証・改善の機関として機能している。
 - ・自己点検・評価結果については、執行部が確認し、改善内容について学部内各種委員会（カリキュラム運営専門部会・人事計画委員会等）に諮問、その答申結果を教授会の議をへて年度計画に反映することによって、学部全体としての内部質保証のシステムを構築している。

3 評 価

以上の各点検・評価項目の現状説明について、以下の視点によって、「大学基準」及び本学の掲げる目的・目標の充足状況を評価するとともに、効果が上がっている事項、改善すべき事項として明らかになった事項を記述する。

- ① 質保証を行うための積極的な姿勢を明らかにし、内部質保証システムを整備しているか。そのシステムを適切に機能しているか。
- ② 学外者の意見を聴取する等、内部質保証システムの客観性、妥当性を高めるために工夫を行い、成果を上げているか。
- ③ 学部内の諸活動におけるさまざまな検証と見直しのシステムが実行されているかを把握しているか。
- ④ 受験生を含む社会一般に必要な情報（教育情報の公表、点検・評価結果など）を公表しているか。

(1) 効果が上がっている点

自己点検・評価委員に学部執行部メンバーが加わることにより、自己点検の結果をカリキュラム運営・人事計画・年度計画等に円滑に反映することができる。

(2) 改善すべき点

自己点検・評価報告書には学部の具体的な行動を促すための制度的な保障がないため、自己点検の結果を効率的に学部運営に反映できない可能性がある。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

- ・改善アクションプランを年度計画のプロセスと連動させ、2012年の改善報告書の提出までに具体的な改善を進める。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

- ・毎年恒常的に行っている自己点検・評価のプロセスを生かすために、学部内規の整備など、全学委員会のコメント、学部評価委員会による評価を具体的な改革につなげる方途を検討すべきである。
- ・負担及び負担感を軽減するために、報告書の形式や依頼方法について工夫する。
- ・自己点検・評価プロセスの実効性を高めるため予算プロセスや現場での改革への連動が重要である。

- ・ 自己点検・評価活動の意義を多くの教職員に理解してもらうための啓蒙活動を行うべきである。

5 根拠資料

- 資料10-1 明治大学ホームページ「2010年度点検・評価報告書」
(<http://www.meiji.ac.jp/koho/about/hyouka/6t5h7p00000alrjd.html>)
- 資料10-2 自己点検評価委員会記録